

参議院大蔵委員会
會議録第十七号

平成九年六月五日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月四日

辞任

依田 智治君

補欠選任

金田 勝年君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

松浦 孝治君

石川 弘君

河本 英典君

荒木 清寛君

鈴木 和美君

久保 亘君

委員

阿部 正俊君

上杉 光弘君

岡 利定君

片山虎之助君

金田 勝年君

清水 達雄君

横崎 泰昌君

岩瀬 良三君

海野 義孝君

白浜 一良君

寺崎 昭久君

益田 洋介君

及川 一夫君

千葉 景子君

吉岡 吉典君

山口 哲夫君

國務大臣

大蔵大臣 三塚 博君

政府委員

大蔵政務次官

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房金

融検査部長

大蔵大臣官房総

務審議官

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省銀行局長

大蔵省銀行局保

險部長

大蔵省国際金融

局長

証券取引等監視

委員会事務局長

事務局側

常任委員会専門

員

警察庁刑事局暴

力団対策部暴力

団対策第一課長

法務大臣官房参

事官

参考人

日本銀行総裁

松浦 孝治君

西田 吉宏君

涌井 洋治君

中川 隆進君

武藤 敏郎君

薄井 信明君

伏屋 和彦君

山口 公生君

福田 誠君

榊原 英資君

若林 勝三君

小林 正二君

中林 英二君

菊池 洋一君

説明員

警察庁刑事局暴

力団対策部暴力

団対策第一課長

法務大臣官房参

事官

参考人

日本銀行総裁

松浦 孝治君

西田 吉宏君

涌井 洋治君

中川 隆進君

武藤 敏郎君

薄井 信明君

伏屋 和彦君

山口 公生君

福田 誠君

榊原 英資君

若林 勝三君

小林 正二君

中林 英二君

菊池 洋一君

本日の会議に付した案件
○日本銀行法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松浦孝治君) ただいまから大蔵委員会
を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日、依田智治君が委員を辞任され、その補欠
として金田勝年君が選任されました。

○委員長(松浦孝治君) 日本銀行法案を議題と

し、前回に引き続き、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○清水達雄君 自民党の清水達雄でございます。
私は、金融の問題には全くの素人でございまし
て、大変幼稚な質問も出ると思いますが、それ
よろしく願います。

今、日銀法改正で制度面、法律の面での検
討が大分議論されてきたわけですが、それによ
り日銀がやっておられる金融政策そのものがよ
くならないと、よくなるという言い方はちよつと
あれなんです、幾ら法改正しても日本経済にお
ける日銀の機能というか、そういうものはよくな
らぬわけでございますから、私はそういう点に絞
って、特にパブルの発生から崩壊に至るプロセス
における金融政策、そういうものについて焦点を当て
て、勉強も交えながら御質問いたしたいと思いま
す。

御承知のように、パブルの発生段階でござい
ますけれども、昭和六十一年の一月三十日ごろか
ら公定歩合が五%を切つて、四・五%ぐらゐから
二・五%に至るかなり急速な公定歩合の引き下げ
が行われ、それから平成元年の五月、二・五%か
ら三・二五%に引き上げた以後、かなり急速に公
定歩合の引き上げが行われるというふうな金融政
策がとられたわけでございます。このような金融政
策というのは過剰流動性、パブル発生期における過
剰流動性というものがパブルの誘因になったの
ではないか、それから急速にパブルからその崩壊
後に至るプロセスにおける引き締め政策というの
が、言うなればパブル崩壊を助長するようなこと
になったのではないかと、この一連のプロセスに
ついては、この一連のプロセスについて日銀とし
てはどういうふうな見解を持っておられるか、総
論的に伺いたいと思います。

○参考人(松下康雄君) いわゆるこのパブルの発

生につきましては、自由化、国際化というような
経済環境の変化あるいは首都圏への一極集中、ま
た、土地取引に關します法制、税制などのいろい
ろな要因が相互に複雑に影響を及ぼす中で、経
済全体にどうも右肩上がりという一種の神話が生
まれてきたということではなかつたかと思うので
ございまして、長期にわたります金融緩和にもそ
の原因の一端があつたということは今日否定できな
いところであると考えております。

当時、昭和六十一年のプラザ合意以降、急速な円
高が進行いたしました、そのデフレ的な影響が非
常に強く懸念をされていた中におきまして、国の
経済政策面でも大幅な経常黒字の是正とか、ある
いは円高の回避というものが優先的な課題となつ
ておりました、そうした中で金融政策運営におき
まして、これはぎりぎりの選択を迫られたもので
あると理解をいたしておりますけれども、その
結果として、長期にわたる金融緩和がパブル発生
の原因の一端となつたということであろうと考え
ております。

その後、私も平成元年に金融引き締めにつ
じたのでありますが、これは当時の景気の急速な
拡大や、またマネーサプライの高い伸び、企業金
融の著しい引き締めなどに照らしまして、インフ
レナシ持続的成長を図つてまいりました。平成三年
半ばには金融引き締めの効果が確認をされました
ので、同年中に三回の公定歩合引き下げを実施し
たしまして、その後も思い切つた金融緩和措置を
講じてまいつたつもりでございます。それにもか
かわりませず、その後の景気の低迷が長くかつ厳
しいものとなつておりますのは、やはりパブル時
代の経済の行き過ぎが極めて大きかつたために、
その調整がどうしても深く、また長いものになら

ざるを得なかったという事情によるところが大きいと考えております。

このように、バブルの発生と崩壊が経済に大きな振幅をもたらしました経験は、金融政策のあり方につきましても重い反省をもたらすものであると受けとめておりまして、私どもとしては、当時の教訓をしっかり念頭に置きまして、適切な金融政策運営を行ってまいるように努めてきていますつもりでございます。

○清水達雄君 六十一年の一月三十日に公定歩合を四・五％に引き下げたわけでございますが、それから二・五％に至るまでかなり急速にこの引き下げを行った。

このことは、今総裁もおっしゃいましたが、いわゆる経常黒字が大きくなって内需拡大というふうなことで、中曽根内閣のときの民間における都市開発の推進だとか公共用地の有効利用とかいろいろなことが言われた、あるいは外国の物を買えとか、いろいろなそういうことが言われた時期であるわけでございまして、結局、この辺の公定歩合の引き下げというのは、円高を抑制する対策、これが引き下げの主たる要因であったというふうに思っていますけれども、その辺いかがでございますか。

○参考人(松下康雄君) 昭和六十一年初頭の経済情勢を振り返ってみますと、景気はその前年の六月にはピークを打ちまして、しかも九月、プラザ合意を契機として急激な円高が進んでおりまして、この面からの景気に対します悪影響も強く懸念をされていた時期でございます。

そこで、日本銀行といたしましては、こういった状況にかんがみまして、日本経済の内需中心の成長に資するということを目的といたしまして公定歩合の引き下げに踏み切ったものでございまして、また、当時問題とされておりました対外不均衡の是正というものにつきましても、こうした金融政策運営によりまして内需を強化することが寄与するというふうに考えた次第でございます。

そこで、当時の政策判断といたしましては、御

指摘の公定歩合の引き上げの措置は、円高の抑制ということを通じて直接的な目的として実施したものと申しますよりは、そのような内需中心の経済拡大を図ってまいりたい、円高不況に対する対策といたしたいという趣旨が中心であったと考えております。

○清水達雄君 公定歩合と為替レートの関係につきましては、要するに公定歩合を引き上げると金利も上がる、そうするとレートも強くなるといふようなことが、言うなれば円はいえ円高に向かつてくるというふうなことを時々よく聞くんですけれども、そういうふうな関係というのは常識的にあるということなんでございましょうか。

○参考人(松下康雄君) 為替レートがどのように決定をされてまいるかということは大変難しい議論がございましてけれども、長期的に見ますというところ、やはりそれは、貿易によつてつながっております主要各国の間で取引をされる貿易財の相対的な価格の動きが大きな役割を持つのではないかと、いうふうに考えられているところでございます。

しかしながら、中期的にあるいは短期的に見まして、両国間におきます金利の差あるいは将来の動向に対する読みといったものでありますとか、あるいは、さらに短期的に申せば為替の市場におきますところの短期の為替、外貨の需要と供給の関係といった、そういうものが総合されてレートが形成されるものであると思っております。

御指摘の時期におきましては、日本の場合は確かにこの公定歩合の引き下げを実施いたしましたわけでございますけれども、この年には同時にアメリカの方におきましても公定歩合は引き下げられていた時期でございまして、そういう点から見ましても、その効果というのはやはり国内の内需拡大、景気振興ということにあつたと思っております。

○清水達雄君 六十三年一月以降の公定歩合操作というものが、その円高を抑制する対策であつたのかという私の質問に対して、いや、むしろそうじゃなくて内需を拡大する対策だつたのだというお

答えでございまして、確かにそう答えないと現実と合わないわけでございまして、どんだん公定歩合を引き下げていきましたけれども、その間において、引き下げたけれども円高はどんどん進んだというのが実態なんです。

だから、例えば六十一年の状況を見てみますと、一月にドル二百円だったのが、十二月には百六十二円になりました。三十八円も円高になつていますね。それから、六十一年の二月には公定歩合は二・五％に引き下げましたけれども、その円レートは二月の百五十三円から、十二月には百二十八円というので二十五円の円高になつてい

る。公定歩合はどんどん引き下げたけれども、一方において円高もどんどん進んだというのが実態でございまして、結局これは内需拡大のための公定歩合の引き下げだというふうにしか理解できないというところだと思つております。

ところが、この六十一年の二月二十三日から平成元年の五月三十日まで、二年三か月間も公定歩合二・五％を維持し続けたということについて、私は理解ができない、納得ができないわけなんですけれども、これはどうしてこういうことになつたんでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 御指摘の六十一年の金利引き下げ当時の状況でございまして、やはり昭和六十一年のプラザ合意以降の急速な円高進行によりまして、デフレ効果が強く懸念される状況でございましたために、日銀としましては公定歩合の二・五％までの引き下げを実施いたしましたわけでございます。

この当時は、国際収支あるいは為替レートの動向というものがやはり経済全体として見ますと大きな関心事でございましたけれども、そういう背景の中での実施でございまして、そのような背景の中で、やはり経済の状態におきましてもちよつと予想しなかつたようなことが起こりましたのは、例えば昭和六十一年の秋のニューヨークの株式市場の暴落でございまして、

ちつてまいつたかなという状態でございまして、けれども、このニューヨークの暴落によりまして、やはり各国は一斉に金利の低下あるいは通貨供給量の増大というものを通じましてこの不安の拡大を防がざるを得なかつたというふうなこともございまして、そのようないろいろの経緯を経まして、私どもといたしましては二・五％という水準を平成元年まで据え置いたわけでござい

ます。○清水達雄君 それで、一方バブルの言うならば本体みたいなものの地価の動向なんです、六十一年の一月の公示地価につきまして、これは発表されるのは恐らく三月ごろにならないと発表されないというところでございまして、六十一年の二月二十三日から二・五％に公定歩合が引き下げられてい

るんですけれども、大体それと時を同じくした六十一年一月に発表された公示地価というのは、東京圏で住宅地が四八・二％上昇している。それから、翌年の六十三年の一月の公示地価は、東京圏で住宅地が六八・六％上昇し、商業地も六一・一％上昇している。大阪圏におきましても、住宅地が一八・六％、商業地が三七・二％も上昇するとい

う異常な地価高騰なんです、六十一年の一月及び六十三年一月に発表された公示地価の動向というの。こういうものを見ながら、何でもこんなに長い間いわゆる過剰流動的な金融政策をとつたのか。こういった地価の動向というのは政策判断の材料にならなかつたのかということについて、お伺いしたいと思つて

います。○参考人(松下康雄君) 御指摘のように、平成二年の公示地価は非常に大幅な上昇でございまして、現実の地価上昇はその前の昭和六十一年には相当進行していたわけでございまして、私どもとしましては、この地価そのもののそういった警戒を要するような動きには留意をしていたわけでございまして、例えば六十一年には、金融機関に対しまして節度ある融資態度が望ましいと

いうような要請を行い始めました。また、六十二年以降には、その指導の程度も強めてまいりましたし、また講演その他いろいろな機会におきまして、金融緩和の副作用には留意しなければならぬということも折に触れての説明はいたしていただいております。

それから、その時期におきましても、一方におきまして、卸売物価あるいは小売物価、いわゆる物価の水準というものは安定をいたしておりましたし、また地価の上昇そのものもキャピタルゲインねらいのものでございまして、それが地代、家賃というものは必ずしも波及はしていなかった情勢でございました。そういう経済環境の中で、私どもの本格的な金融政策の転換は平成元年になったわけでございますので、今日順みまして、この間の経験というものは、金融政策のあり方につきましても非常な反省をもたらすものであるというふうに受けとめております。

私どもとしましては、当時の経験を踏まえまして、第一に、為替相場の安定あるいはこの対外均衡の是正ということのために、過度に金融政策に依存をした対応をとるということは適正ではないのではないか、あくまで金融政策としましては、インフレなき国内の持続的成長というものを目標としていくべきではないかということ。

それから第二に、またその物価の安定を通じる持続的成長を考えてまいります際に、単に卸、小売の物価水準、サービスの価格水準ということだけでなく、資産価格でありますとか、マネーサプライの動向などにも十分留意をいたしまして、早目早目の対応をとっていくというようなことを念頭に置いて、適切な金融政策運営を行うべきものであるというふうに感じ、またそのように努めている次第でございます。

○清水達雄君 総裁から今、こういった経験を教訓として今後いわゆる為替の問題とかそういうことにとらわれずに、総合的な判断で金融政策をやっていくかなきやなぬという趣旨のお答えがあったと思うわけでございます。

今、私が質問いたしましたのは、バブルの発生誘因にこの金融政策がなつたのではないかと、ふうなことを申したわけですが、今度はバブルの崩壊過程でも、平成二年の公定歩合が、年初の四・二五％から八月には六％まで上げるとか、これは平成三年になつて若干ダウンさせて年初の六％から年末には五％に下げたというふうなことをやりましてけれども、これかなり急速な公定歩合の引き上げをやつた。それから、マネーサプライにつきましても、昭和六十二年から平成二年ぐらいまで毎年一〇％増ぐらいのマネーサプライの拡大があつたけれども、平成三年には二・六％の非常に小さな増加幅が小さくなるといふようなことで急激な平成三年からの引き締め効果の徹底というふうなことができてきたわけですね。

全くそのとおりで地価も動いているわけですね。例えば平成三年につきまして、平成三年というのは、平成四年一月に公示される地価がまさに平成三年の中の動きを示すわけですが、ここでも、東京圏で住宅地が九・一とか商業地が六・九％下がり、大阪圏でも住宅地が二・九％、商業地も一九・五％というふうになつたものもかなり急激な下落が起きている。確かに地価は物すごく上がりまして、やつぱり上がったものは市場の中でこれは下がっていくのは当たり前で、山高ければ谷深しということだろうと思うんです。

そういう市場動向を、金融政策がむしろ加速させているのではないかと、ふうにも思えるわけですが、総裁からさつきお話があつたことに尽きるわけですが、金融政策というものがこういつた地価の動向に影響を与え、それがまた日本経済に非常に大きな深刻な打撃を与えているという意味におきまして、単に物価の安定、一般物価の安定を目的として金融政策をやればいいんだとか、あるいは為替レートの大幅な変動がないようにやればいんだというふうな問題ではない。非常に幅広い観点から金融政策はやつて

いかないといふ経済に非常に大きな影響を与えちゃう、そういう要素になつてきているというふうな思ふわけでございます。

それで、このマネーサプライのことなんですけれども、六十二年から平成二年まで年間一〇％もマネーサプライがふえたわけですが、ちょっと私よくわかりませんが、勉強したいんですけれども、この中でマーケットオペレーションとそれから日銀の貸し出し、これはどのようにふえたのか、マネーサプライが非常にふえた原因としてどういふ要素、要因によるものが大きかったのかというふうなことをお話しただければと思います。

○参考人(松下康雄君) 御指摘の昭和六十二年から平成二年までの四年間について見ますと、この間に日銀貸し出しは累計では二千億円減少を遂げたわけであります。ただ、手形でありまして、T・Bの政府短期証券のオペの残高は二兆七千億円増加をいたしております。両方合計いたしまして、日銀がこの間に市場に資金を供給いたしました残高はこの四年間で五・二％ずつ伸びております。

このように、日本銀行からの資金供給額の増加がそのままマネーサプライの増加に対応していったというわけではございませんので、まず資金の需給は、人々が銀行から預金を引き出し、また銀行を通じて政府に税金の納付が行われるという場合にはこの銀行の部門に資金の不足が生じてくるわけでございます。

日本銀行のオペレーションとしましては、まずこうした資金のふれを埋めまして、現金の引き出しなり銀行間の決済が円滑に行われるように実施をしていくわけでございます。結果として見ますと、オペレーションの金額というのは、こうした市場での取引を通じて生じてまいります資金の不足額に一致することになるわけでございます。

その際に、ただ、日本銀行は必ずしも日々機械的にその不足額の穴埋めを行うということではございませんで、その程度をある程度締めたり緩めたり調整をすることによりまして、金融市場で成立をいたします金利の方に影響を与えることができるわけでございます。こういった市場金利の変動というものが金融機関行動とかあるいは実体経済の活動に影響を与えまして、それが現実のマネーサプライの変動に結びついていくわけでございます。

そこで、御指摘のマネーサプライの高い伸びにつきましても、これはオペレーションの規模から直接生まれてきた、それに対応しているということよりも、むしろ低金利を長期にわたつて継続したことの結果として生じた経済活動の実態というものにその原因の一端があるというふうな考えをしております。

○清水達雄君 経済活動がふえていくとマネーサプライもふえていくということは観念的にはわかるんですが、今のお話もまだちょっとよくわかりませんが、日銀には各金融機関の当座預金があつて、金が足りなくなるとその当座預金を日銀券にかえて引き出すわけですね。そういう形で通貨が供給される。今のお話ですと、マーケットオペレーションの方はかなりふえてきているけれども、貸し出し自体は減つてきているというふうなお話でございますから、経済活動がふえるがためにマネーサプライがふえるというのとは、どの形でふえていくんでしょうか。つまり、よく言う成長通貨の供給というのはどういう形で出てくるのか。

○参考人(松下康雄君) 御指摘がございますように、経済の活動自体が拡大をしておりますというのと、それに伴ひまして通貨量も余計に必要なつてまいりますから、銀行券の需要は経済の成長につれて増加をしていくわけでございます。それに見合つた資金を市中に供給をしていくことを今御指摘の成長通貨の供給というふうに私も言っているわけでございます。

そこで、こうした成長通貨の供給におきましては、実際の市場での動きは銀行券の伸びとそれから日銀のオペの実施の間には多少の時間的なずれが生ずることが間々ございしますが、原則と

して私どもが市場から長期国債の買い切りのオペレーションというものを実行しております。この操作を通じて、市場が必要とする通貨の需要増加というものの大枠は賄っているわけでございます。

そこで、昭和六十二年から平成二年までの四年間に銀行券そのものは年平均で約三兆二千億円ずつ増加をいたしました。この間におきまして、国債買い切りオペの方は年平均で一兆三千億円実施をしてまいったわけでございますけれども、これを大宗を占め、あとその他の要因で増加をしてまいったということです。

○清水運雄君 大体わかってきたような気がいたしますけれども、そこで結局今までのお話で、物価の安定という点からいうと、物価は非常に構造的に安定しておりましたから、どういう意味で金融政策を動かしてきたかという点になると、法律に書いてあるように、物価の安定を通じて云々々々という話じゃもう関係ない話でありまして、要するに今の日本の経済の構造からいうと、物価面で問題が出るような状況にはないわけでございます。して、一体何で金融政策を動かすのかということを考えてとその他の要因だということになるんですね。

それで、バブルの発生当時においてはこれは内需拡大だと、それからバブルの崩壊過程において公定歩合を引き上げるといったふうなことに ついては、やっぱり膨張し過ぎた経済を正常軌道に戻すということだろうと思うんです。ただ、その間に地価とか株価とか資産価格が著しく変動した、それに対する対応が極めて不十分だったというふう に私には思えるんですけども、この辺をひつくるめまして、日銀がどういう観点から金融政策をやるのかということについてお伺いしたいと思います。

○参考人(松下康雄君) 物価の安定ということの定義はいろいろあると思うんですけど、私どもが政策の運営を行いますときに目標とします物価の安定というのは、じゃ具体的にどういう状態

のことを考えてやっているのかということを申し上げますと、それは家計なりあるいは企業なりがいろいろと消費、貯蓄、投資などに関係をいたします決定をしてまいるわけでございますけれども、その決定をするときに当たりまして、将来物価がずっとどんどん上がっていくとか、あるいはどんどん下がっていくとか、そういうことを考慮しないでよいような状態を保ち続けるということであると考えているわけでございます。そういった物価の安定が達成できるならば物とかサービスの価値の尺度が安定をいたしますし、企業も家計も効率的な支出あるいは投資の計画をつくることができるわけでございまして、それが経済の持続的な安定成長の必要な基盤となっていくというふうに考えるわけでございます。

そういう点の考え方で、いわゆるバブルの時代のことを振り返ってみますというのと、やはり当時は足元の物価は安定をしていたのでありますけれども、やはり当時の経済活動自体は非常に過熱をしておりますし、そういったものが地価その他の資産価格の上昇の中にもあらわれていたと思われまます。このような過熱を放置しておきますと、それが物価安定を軸とする安定的な成長の基盤というものを損なってしまうという危険が増大していったと思われるわけでございます。

私どもとしましては、そういった情勢を踏まえまして、平成元年の五月の第一回の公定歩合の引き上げを行いました場合にも、先行きの物価情勢に注視を要するものがあるから引き上げを行うんだということを説明しているわけでございます。

それからまた下げますときには、景氣の後退に伴つて物価の上昇率が低下をしていくのにつれまして公定歩合の引き下げを続け、最終的に平成六七年、消費者物価が前年割れとなつてしまふというような状態のもとで、現在の〇・五％という思ひ切つた緩和措置を講じたわけでございます。

こういう考え方の中で、この物価として考えるものはやはり資産価格の動き方というものが非常に重要になつてまいると。それ自体を、資産価格

の動き自体を何らかの政策目標としようと思ひますと、これは例えば将来の経済成長はどうなるかとか、企業収益はどうかとか、需給はどうなるかというような、一種のそういう予想に基づいて値段が非常に上下するという要素もございまして、そのほかの一般の経済活動の現在の水準とびつたり同じということではございません。

将来の予測が入つてまいりますだけ、そういう点で非常に重要な経済指標でございませうけれども、そちらの方だけを向いて対処するというのも困難でございしますので、私どもとしましては、やはり金融政策の運営上、この足元の物価水準とその将来見通しということを基本に置きまして、しかしながら、それを補完すると申しますか補強すると申しますか、そういう非常に重要な経済指標として、そういう資産価格の水準の動きというものをつくり込んでいくという考え方でやるべきであらうと思つております。

○清水達雄君　今、現に公定歩合の引き下げとか引き上げとかやるときに、将来の物価についてのある程度予想的な考え方を示しながらやっていると云うふうな今のお答えだつたと思うんですけれども、どうもそういうのは余りびんとこないですね。今の日本のような供給力が非常に大きくてむしろ需要が少ないような経済におきまして、どうもそれは将来についてはどうなるかわからぬよとか、こういう状況だとうなるかもしれないということとは、それは全然言えないこともないかもしれないけれども、経済を見る目としてそんな感覚じゃないと思うんですね。

資産価格のお話が出ました。これは確かにそういう問題はあつて、これは特に資産価格問題というのはバブル的になりやすい、あるいは急激なデフレ的になりやすい、そういう乱高下の要因を持つていますから、それはあるんですねけれども、普通の物価について何か今総裁のおっしゃつてゐることはちよつと時代離れた昔の教科書の説明を聞いているような感じが非常にするんですね。金融政策の目標といひますか目的が何かといひ

○清水達雄君　今、現に公定歩合の引き下げとか引き上げとかやるときに、将来の物価についてのある程度予想的な考え方を示しながらやっているというふうな今の答えだったと思うんですけれども、どうもそういうのは余りぴんとこないですね。今の日本のような供給力が非常に大きくてむしろ需要が少いような経済におきまして、どうもそれは将来についてはどうなるかわからぬよとか、こういう状況だとうなるかもしらぬということとは、それは全然言えないこともないかもしらぬけれども、経済を見る目としてそんな感覚じゃないと思うんですね。

資産価格のお話が出ました。これは確かにそういう問題はあつて、これは特に資産価格問題というのはパブル的になりやすいし、あるいは急激なデフレ的になりやすい、そういう乱高下の要因を持つていますから、それはあるんですけども、普通の物価について何か今総裁のおっしゃつていることはちよつと時代離れた昔の教科書の説明を聞いているような感じが非常にするんですね。金融政策の目標といひますか目的が何かといひ

うことについて、今までもここでもかなり議論がありまして、私は金融政策の理念というのは経済の発展段階によって異なってくるんじゃないかと。確かに、供給力がいまだしという発展途上国なんかにおきましては、物価の問題というのは非常に大きな問題なんです。ところが、成熟経済になってきた場合に、やっぱりストック経済化してきますから、むしろストックの価格変動の方が経済に与える影響というのは非常に大きいと思うんですよ。

そういうふうな考えていくと、今や日本ではむしろこの資産価格が乱高下しないとか、ある意味の安定性を持つということが非常に大きな要素だと思えますね。それは確かに株とか地価とかいうものが物価と同じように一定であればいいということは言えないと思えますね。それは株式なんていうのもだんだん上がっていくということではなければ、これはある意味では株としての機能を果たさなないと思いますから、それはそれでいいんですけれども、何かそういうふうな政策目標が変わってきている、あるいは重点が変わってきているということだろうと思うんですね。

そういうことを考えますと、どうも今回の日銀法の全面改正におきまして、「物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもつて、その理念とする。」という考え方は、何か昔の教科書をそのとおり書いてあるというふうな感じがして仕方がないわけですが、この点につきましてはは銀行局長なり大蔵大臣にお伺いしたいと思ひます。

○政府委員（山口公生君）　今、先生のおっしゃいました点は非常に重要なポイントだということで、金融制度調査会の小委員会でもいろいろ御議論があったやに記憶しておりますが、資産価格の乱高下が好ましくないと、それはそのとおりだと思いますが、ただ安定していることがいいといつても、じゃその水準という話になりますと、先生御指摘のように、土地にしましてもこれから買いたい人はもっと下がってほしいと思いますし、お

持ちの方はもつと上がつてほしいというふうになりまして、また非常に難しい問題でございます。

したがって、日本銀行の金融政策の理念として、やっぱり諸外国と同じように物価の安定ということを置きますが、その際には金融制度調査会の答申でも書かれたんでございますが、「一般物価水準が安定している中でも、地価・株価等の資産価格の高騰・急落が生じ、国民経済に深刻な影響を与える可能性があることは、過去の経験が示すところであり、日本銀行は、資産価格の変動にも留意していく必要がある」というふうに指摘されております。この指摘を受けまして、日本銀行の金融政策が適切になされておるということを期待し、またそういう運営がなされると理解しております。

○清水達雄君　じゃ、どういふふうに書いたらいいかといつてこつちから積極的にこう直したらどうかといふことはありませんので、確かに金融政策の運営に当たってかなり幅広い視点が必要であるといふことは確かで、特に資産価格の乱高下を防止するといふのが非常に大事な時代になつてきているといふことはそうだろうと思ふんです。

実は私も公務員をしておりまして、土地政策にも関与してきて、国土庁にもいたわけですけれども、その当時、バブルが発生した昭和六十二、三年ごろですか、あのころ不動産業界の人なんかから聞いた話というのは、銀行が金を使ってくれと、使うについては土地もここにあるよと、両方持つてくるというわけで、銀行が、金と土地と両方を持つてくる。金利を払う金がないと言ふと金利も上乗せして貸すよというふうなことが相当行われてきた。これは不動産業界の人たちがそう言っていました、何とか使ってくれ使ってくれと言つてくると。

それから、いわゆる内需拡大で都市開発事業みたいなことをやっていかなきゃならぬということ地上げがかなり行われたわけですけれども、地

上げされた土地から郊外に土地を買いかえるときに、これは税制の問題がありますから同じ値段で買えるぐらいの土地を郊外に探したい、都心部で売った値段と同じ値段で買えるぐらいの土地を探したいといふことであつて、土地の単価は幾らでもいいよと、総額幾らというふうな話とかいふばいありました。それから、金融機関も、いわゆる産業界が資金を証券市場等で調達ができるようになりまして、立派な企業は余り銀行から金は借りなくていいといふふうな動きが相当ありまして、だから、銀行自体が今後の自分たちのマーケットは中小企業と不動産業だと、このお客を開拓するために我々は一生懸命やらなきゃならないんだといふふうな動きといふのは金融機関にも相当あつた。だから、言うなれば、そういう特に不動産業なんかについて資金が過剰に流れる環境といふか土壌といふのは物すごくできていたわけですね。

こういうことを、私は日銀の政策委員会の委員なり日銀の役員といふのは知つていたんだらうと思うんですよ。そういう形で不動産融資といふのが非常に行われるといふことを見ていながら、地価の動向等については十分な配慮をした金融政策はとつていないと私は思ふんですけれども、これはどうしてそういうことになつたのかといふことを伺いたいと思ひます。

○参考人(松下康雄君)　御指摘の点でございますが、日本銀行としましては、先ほど申しましたように、昭和六十一年ごろから金融緩和の長期化に伴いますいろいろな現象に注意を払つてきたところでございます。そういう点で、マネーサプライの増加あるいは金融機関の融資の動向、また地価、株価の値上がりといったような点につきまして、随時政策委員会でも検討を行ひながら、こういった傾向には十分に注意が必要だといふことを定例の公表資料でありますとか総裁記者会見などで説明もいたしたところでございます。また、その後も情報収集や分析を続けまして、金融機関に對しましては土地融資も含めて節度ある融資姿

勢を求めていったところでございます。平成元年に至りまして、そういった資産価格の高騰の背景にあります経済活動の過熱に對処するために本格的な金融引き締めに転ずるといふことを決定いたしました。その後平成二年におきましては、地価動向やあるいはその経済に及ぼす影響といふものを総括的に検討いたしました結果を論文として発表をいたしました。当時、地価の下落がもう始まつておりましたので、リスク管理の重要性などについても指摘はいたしましたところでございます。

私もしましては、そのときそのときの資産価格の動向にもそれなりに注意は払つてまいつたつもりでございますけれども、今から振り返つてみますといふと、インフレなき持続的成長といふものを本当に達成していきまます上では、この資産価格の大きな変動がそのころどのような意味を実際に持つていたのかといふ点につきましては洞察が必ずしも十分でなかつたといふことは否定できないところでございます。

私もしましては、しかしこういった非常に貴重な経験を十分踏まえまして、資産価格を経済変動を示唆する重要な材料の一つといふことで位置づけまして、その動向に十分留意をいたしなから適切な経済政策運営を図るよう努めてまいり考えてございます。

○清水達雄君　実は私も、この東京圏で物すごく地価が上がつた昭和六十二年一年間、この年に国土庁にいたのですけれども、この年に住宅地も商業地も東京圏で六〇％以上地価が上がつたんですね。これはいたけれどもわからなかつた、それは。というのは、やっぱり情報が遅いからなんです。地価公示というふうなものは一年間で一回しか出ませんし、もうそれぞれ不動産鑑定士が鑑定して集まつてきたものが、実際には解析、検討した上で翌年の三月ごろしか結果が出ないわけですね、ということであつた。結局、情報不足の状況に役所もあるし、恐らく私は、日銀なんかは実務部門も持つておられます

から本当はもつとわかつているんだらうと思ふんですけれども、僕はそういうことを考えたときに、この土地政策もそうすけれども、金融政策もやっぱり生の情報が必要でリアルタイムに把握できるというシステムという仕組みをつくらないといふだめじゃないかという感じが非常に強い。例えば日銀が短観をやつてそれを見て判断する、あるいは支店長会議で地方の情勢を聞くといふようなことは新聞なんかでよく見るわけですが、あるいは銀行等市中金融機関とつき合つてはいるけれども、資金の決済とか、あるいは資金が足りるか足りないかとか、どうするかといふことじゃだめなんです。市場の経済、生の市場とか産業の実態といふのがやっぱりわかつていないとだめだ。何かそういうところにかなり機構とかスタッフとかいふものが要るんじゃないかと。その辺が私は、この日銀法改正の議論が出てきたときに一番大事なところで、一番そこを議論しておかなきゃいけないところじゃないかといふように思つたんですけれども、その辺はどんな状況なんですか。

○参考人(松下康雄君)　その経済の実態が、殊に統計にあらわれたところだけでなくて、実際に生の実態が各地でどういふふうな今動きつあるかといふ点は、私も政策判断をしてまいります上で非常に重要な点であると思つております。

私もがそれに対してとれる手段と申しますと、例えば、全国に三十三カ所ございます支店を通じてその支店からの情報を吸収し、また日銀の本店の考え方といふものを支店を通じて各地の金融界あるいは経済界の方に流していくといふようなこともございます。それから、本店におきましては、そういう生の情報以外に直接企業に對しましていろいろな形でヒアリングを実施しております。東京には支店がございませぬけれども、かわりに本部の方から直接そういうところで経営者の判断なり感覚なりといふものの資料は集めることに努力をいたしております。

て、いろいろな統計上の資料の収集、またその各官庁におけるいろいろな持つておられる統計との交換のような、そういう点は日常の仕事としてやっているわけでございます。こういう点につきまして、私どもはやはり法律改正によつて日銀が独立性を高め、それだけにまた立派な金融政策を行つていく責任も非常に強まるという点をよく考えまして、そういう責任を果たすのにふさわしいような機構の改善でありますとか、今の情報の収集、分析の手法等についての見直しというものを進めてまいりたいと思つております。

またこの政策委員会が今回は非常に重要な任務を果たすようになりますので、この政策委員会におきましても政策委員会の委員の方々のための例えはスタッフを、これは外部の方も含めまして充実をし、絶えず委員の方々にいい情報が集まるに集まってそれをお互いの中で議論、討議をしていけるような運営の仕方も考えていきたいと思っております。

○清水達雄君　今、政策委員会のスタッフ機能みたいなお話がございましたけれども、この点については十分手当てをしてやっていただきたいというふうに思うわけでございます。

それから、これは大臣に伺いたいんですけれども、政策委員会へ政府からの出席とか議案の提出とかあるいは議決の延期請求とかいうような規定があるわけでございますけれども、大蔵大臣は必必要の都度この規定を積極的に活用する考えがおありなのかどうか、またその担当職員をあらかじめ指名しておくという考えがおありなのかどうかというのを伺いたいわけでございます。

○国務大臣(三塚博君) 大改正の中で、政策委員会が重要な役割を担うことになります。

大蔵大臣及び経企庁長官もしくはその代理と、
こうなっておりますが、ただいま来の御発言もあ
れあり、できるだけ法律に明示されておりますよ
うにその会議に出ていくことが大事で、日程調整
はそういうことでなされていかなければならない
と。出張、海外出張その他等々の場合は、政務次

官をして担当せしめる等の法改正の趣旨に沿つた形で出席をし意見を申し述べるということは極めて重要なことだと思つております。

○清水達雄君　今、大臣がおっしゃったように、政府といいますが、やっぱり役人のところに相当な情報が集まるわけです。私は、日銀の政策委員よりも大蔵省の役人のところの方に情報が集まると思うんです。

そういうこともありまして、何か事があつたときだけ出ていくというんじや出ていったときはこれは何かあるぞというような話にもなりますから、私はできるだけフリーな気持ちで出ていって議論を大いにやつていただくといいことが必要ではないかというふうに思つております。ですから、そういうためには一応だれか、大臣や政務次官が行かればいいんですけれども、そうでない場合について担当の人を決めて、その人はいつもそういう情報を集めたり勉強しておくということも必要ではないかなという感じもするわけですね。

それから、もうちよつと時間がありますけれども、これまた總裁なんですが、非常に今公定歩合が低い状態で、〇・五％というようなことで決まつているわけですけれども、公定歩合を引き上げてもうちよつと金利を高くしたらどうかという議論も非常にあるんですが、今後の金利の自由化に伴つて公定歩合の操作というのが、上げたいと思へばいつでも上げられるものなのか、はつきり言いますと。そうじゃなくて、金融市場の市場金利の動向等もある程度考えて、それにある意味では公定歩合自体がかなり左右されるということなのか、あるいは短期市場金利の誘導というようなことがよく言われます、日銀がそういう低目誘導しているとかいろいろ言われますけれども、そういうふうなことによって上げようと思へば、若干の準備時間は必要だけでも上げられるということなのか。金利の自由化に伴つて、公定歩合の操作というのが従前と変わつてきているのかどうかというのを伺いたいと思います。

○参考人(松下康雄君) 金利自由化がもうすぐ行われましてので、公定歩合を変えればこれに連動して預金金利とか貸出金利が機械的に変わるという仕組みでもうございませぬ。それらの金利は皆市場金利にに応じてそれぞれ変動してまいることになるわけでございます。

そこで、金融政策手段としまして、実際の市場金利をどういうふうに通導していくかというそのあたりが重要になってきておりまして、金利誘導の機能も強化をされてまいりましたし、私ども日々行っておりますことは、短期市場金利を金融調節を通じてコントロールをいたしながら、その水準が長短のいろいろな金利に波及をしていくということを通じて経済全体に影響を与えるという運営が行われているところでございます。

しかしながら、それじや公定歩合というのはどういう役割が残っているかということでございますけれども、これは従来からの長い歴史がございますから、やはり日本銀行の金融政策のスタンスというものがこういうふうに変わったんだということをも国民各層にわかりやすくアナウンスをするという点で今なお非常に重要な役割を持っているわけでございます。これは、金融自由化が完了いたしましたまでも変わってはおりませんので、私どもは政策の動かし方としては、市場の金利誘導誘導と公定歩合操作というのが、どちらが優先でどちらがということではなしに、その両方を組み合わせながら適切な操作を行ってまいりたい。

例えば、市場の金利誘導というものを情勢に応じて何度か行いました後で、それに付れた形で公定歩合を動かすというやり方もございました。また、まず公定歩合の方でその変更によつて金融当局としての非常に強い政策姿勢はこういうことだということを示しました後で、市場の金利をそれに沿うように誘導していくという場合も考えられると思います。

いづれにしても、市場の実態と全くかわりなしいに一方的な政策判断、運営ということはできないわけでございますので、これをよくにらみなが

らこの手段の使い分けは考えてまいりたいと思っております。

○清水達雄君 終わります

○河本英典君 自由民主党の河本でございます。

日銀法改正の本委員会での議論も本日で第三回目といいますが三巡目でございまして、いろいろな議論が活発に行われておるところでございまして。私も私の視点で疑問に思ったこと、聞いてみたいなど思いましたことを、散発的になるかもしれませんが、お伺いしたいわけでございます。

今、同僚の清水議員からは、国土庁におられたということでお役人をされていた立場からのお話があつたわけでございますけれども、私は、前はこの委員会でお話ししたんでございますけれども、議員になる前は民間会社ということで民間人として仕事をしておりました。その民間人としての日銀を見る目というのは、議員であるとかお役所の人から日銀を見る目というのはまた違ふところありますので、その辺を逆に違つた目でいろいろなことを見ていきたいなというふうに思うわけでございます。そういった意味で少し変な質問になつるかもしれませんが、お許し願いたいと思つてうわけてございます。

日本銀行といいますが、この間も見学させていただきました。日銀へ入れていただいて權威なり伝統なりを肌で感じたわけでございます。私は関西でございまして、滋賀県でございます。日銀の支店といえますのは京都支店でございます。日銀といいましたら京都支店長とか京都支店とかいうぐらいのイメージであったわけでございますけれども、本店を見せていただいたと。そういうふうな意味で、議員をさせていただいているから、權威ある日銀總裁を前にしていろいろ伺えるというところで、非常に感慨深きよう質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

一つは、今申しました私の一つの接点でございました支店という事です。先ほど三十

三カ所にあるというふうなお話でございましたけれども、支店があつて、支店長会議があるというふうな聞いておるわけでございます。支店長会議というのは、どの程度の頻度で集められて、どういったことをお話しされておるのか。これは言うなら、今清水議員のおっしゃった全国の経済活動の情報を集める一つの体制であるわけでございまして、その日常的な業務の中からどういったことを吸い上げておられるのか。そんなことを中心に、その支店長会議のことについて少し伺いたいと思います。まず、ちょっとさわりをお願いいたします。

○参考人(松下康雄君) 私どもでは年に四回、毎回二日間という日程で支店長会議を開催いたしております。一月、四月、七月、十月と開催月が決まっております。

この会議には、全国の支店長のほか、ニューヨーク、ロンドン、香港の海外駐在参事、それから本部からは政策委員の皆様方と私以下の役員、各局の局長が出席をいたしております。この席上では、まず支店長や海外参事からそれぞれの地方経済あるいは各地の金融機関の動向、また地方の経営者その他の方々と面談をした上での皆様方の地元での御意見なり御要望といったようなもの、またあるいは海外経済の情勢などにつきましての報告を受けます。また、本部からは、政策、業務運営全般につきましての考え方を説明いたしております。

これは情報交換でございますけれども、その上で、経済情勢の判断などをめぐりまして出席者と本部役員との間で毎回非常に突っ込んだ活発な議論をいたしております。こういった議論は私どもが政策判断を行つてまいります上で非常に重要なプロセスの一つであると考えておりますが、この議論を踏まえました私どもの現状認識につきましては、毎回支店長会議の都度、会議の直後に開かれます記者会見の場で私からも詳しく説明をいたしますとともに、また別途大阪、名古屋等の支店長は東京で、また現地で会見をいたしまして、各

地の経済動向についての説明を行うと、そういう運営をしております。

○河本英典君 そうすると、議長は総裁がされるんですか。

○参考人(松下康雄君) さようでございます。

○河本英典君 我々は、会社の運営に当たつては、役員会なりそれなりの幹部の会をやるわけでございます。それなりの議長を決めてやるわけですから、民間の会社でさえも、ともすれば割と続けてやっていますとか形を追つていかけてしまふような、本当に実情が伝わってくるかどうかというの、逆に言いますと議長、総裁、執行部が状況を本場に聞こうとする姿勢があれば結構聞かなくて結構ですけれども、表面的な報告だけ受け取つて、ああそうかとかで終わつてしまふわけなんですけれども、そういったところを実際、支店長会議というのはかなり突っ込んだ報告をされていくのかというふうに思ふんです。

言うならば、組織は民間的なところもあるんですけども、官僚的な会議になつていないかという気がする。これは私は見たことないので想像で物を言つておるわけでございますけれども、いかがでございますか。

○参考人(松下康雄君) 各地の支店長にとりまして、支店長会議に出席をして情勢報告をし意見を述べるといふのはもう大変重要な仕事の機会でございます。

そこで、この支店長会議の前には、常日ごろ意見交換をしております企業等に対して、また必要があると思えば改めて訪問をしましていろいろ個別に御意見を伺うということもやつておりますし、また地域経済に関する統計の分析というようなことにも通じて、地方経済の実態的確な把握ということの準備のために一生懸命努力をしております。そういう準備の作業を通じて、支店長は各地におきまして中小企業を初めいろいろな業種、規模の経営者の方々あるいは経済団体、また金融機関とか地方自治体というような方々との間に幅広く意見の交換

を行つております。同時に、この支店にはそれぞれ専属の経済調査のスタッフがおりますので、平素からいろいろな計数の収集でありますとか、またいろいろの意見交換でありますとかを日常業務として行つておりますが、それらも取りまゝとて本店に対して報告をしております。

また、その際には、特に先任の支店長は非常にいい機会であるということで、相当はつきりという意見の意見を私を初め役員の方に申し述べてまいりますので、私もまだ二年半ぐらいの経験でございますけれども、これは相当こちらも本気で議論をやつてまいります機会になつております。

○河本英典君 支店長会議の方はそれでよくわかつたんですけれども、一方、支店長はそれぞれの支店におかれて日常的に地元の経済人なりいろいろな人と会われていろいろな情報収集をされるんですけれども、私はその支店長に特に目にかかる機会もなかつたわけですが、これもイメージですけれども、敷居が高いというか、まさしくお上でありまして、威張つておるなという感じが民間人から見れば本場にすわるわけでございます。

総裁も民間の銀行におられたのでよく御存じだと思いますが、同じ銀行でもそれは全然違ふかもしれませんけれども、民間の銀行の支店長であれば、かなり足しげくいろいろなところへ回られて、それこそ小さいところであつても成長性のあるところへ行くと、いろいろな出先へ回られるわけなんです。しかし、日銀の支店長になると、特定の一部の地元の名士であるとか財界人であるとか、そういった方々ばかりとの話で、その辺が実際に経済の動向を知るのにどうかなというふうな、これも印象でまことに申しわけないんですが、現地の方の動きというのはどういうふうにごらんになっておりますか。

○参考人(松下康雄君) 私も、御指摘のように民間の銀行におりましたのですが、例えば神戸でございますと、銀行協会の会合がございます。必ず日銀の支店長が出席をされて非常に情報ある

いは意見を述べて、会員の方々と本心に腹藏のな意見交換をやるということがございまして、大変それは役に立っているように思つております。

ただ私は、今度は現在の立場で支店を訪問いたしますと、今度は支店長はやはり地元のいろいろな方々で平素御意見を聞いていらっしゃる先の方々に紹介をしてくれまして、直接お話ができる機会を持てるのでありますけれども、そういった場にいるいろいろな話を聞いておきますと、大体平素どういふふうな範囲で積極的な地元との意見交換が行われているかということは見当がつくものでございまして、けれども、私自身の現在の感じでは、そのあたりは各支店長とも意識をしまして非常によく努力をしてくれているというふうに考えております。

○河本英典君 それなら、銀行としての仕事をしていたらいいおんなだと、大分大蔵省とは違ふなという感じがいたしておるわけでございますけれども。

先ほど出ておりました指標といひますか、いろいろな調査なり、短観という言葉が出ておりますけれども、ああいった指数で経済の動きを見ることが非常に大事だと思ふわけでございまして、けれども、私は、経済というのは民間が非常にぞろぞろとがさざと日常活動の中で経済活動を行つてやるのが一般的でございますので、数字だけで判断するということと、肌で感じるのか聞いて回るとかというふうなことが非常に実は大事な、血の通つた情報収集じゃないかと思ふわけでございます。

昔よく言つたんですけれども、民間銀行の話でございまして、ある支店長が金を貸すか貸さぬかとかで、その判断はその経営者なりその責任者の顔色とか様子を見て決めたというふうな話を本場に聞くわけでございます。どういった考え方をして、どういふ顔色をされているかと。何か変な顔をしていたらこれは危ないなということと、すし、前向きにやっているとこれは安心だなというところで、人と人が会うということが非常に私

は大切だと思っております。これは、総裁一人にそういうふうなハッパをかけていただいてもできるかどうか分かりませんが、そういったことは非常に重大であるというふうに思っておりますので、ぜひとも頭の隅に入れておいていただきたいと思いますように思っております。

今、短観の話が出ましたので、一方では数値的なことで押さえていかなくちゃいけませんけれども、日銀は短観、主要企業短期経済観測調査ですか、短観短観とよく聞くのですけれども、それ以外にどういったことで情報収集され、経済の動きを見ておられるんですか。

○参考人(松下康雄君) まず、お話が出ましたので短観につきまして簡単に御説明をさせていただきます。短観は企業短期経済観測調査と申しまして、これには主要企業短観と全国企業短観の二種類がございます。

主要企業短観の方は、原則資本金十億円以上の大企業対象でございます。製造業では十五業種三百八十八社、非製造業では九業種三百二十二社、合計で二十四業種七百十社に回答をお願いしているわけでございます。

それから、全国企業短観の方は、原則従業員数五十名以上の法人企業につきまして、中小企業も含めました幅広い企業が対象でございます。製造業で約四千社、それから非製造業で約五千五百社、合計九千五百社に回答をお願いしているところでございます。

この短観は、これまで長い歴史もございまして、非常に企業の方から御協力を得ております。例えば本年三月におきましては、回答率が主要短観では一〇〇％、全国短観では九一％と大変高い回答率をいただいております。調査内容としては、個々の企業の業況でありますとか製品の需給や価格、また設備投資、雇用、企業金融、そういういろいろな件に関する経営者あるいは企業の判断、それから企業の持つております売り上げ、収益、設備投資計画などの包括的な企業

活動をカバーしたものでございます。

これは、私も非常に経済情勢判断の上での重要な材料であると考えているところでございますけれども、もちろんそのほかにも個別の企業からのミクロの状況判断、あるいはいろいろの計画、事業見通し等についての御意見も日常はお聞きをしております。

そのほかに、一般的な全体のマクロ経済統計でございますけれども、これは各官庁がつくっておられる統計も含めまして景気判断に際しましてはいろいろなものを利用いたしているわけでございます。まして、ごくその一部を例として申し上げますと、物価面におきましては消費者物価指数やGDPデフレーター、それから日銀自身でつくっております卸売物価指数や企業向けサービス価格指数などがございまして、それから、最終需要の動向につきましては、GDP統計でありまして家計調査、機械受注、公共工事の請負金額、国際収支などの統計がよく利用をされるところでございます。そのほか、生産統計や雇用関連統計も経済全体の動向把握の上での資料でございます。

もちろん、マネーサプライとかあるいは銀行貸し出しなどの金融それ自体のいろいろの量的指標も経済の現状や先行きを把握してまいりますための重要な手がかりでございますし、また債券市場や株価あるいは地価というような資産価格の動向につきましても、これは経済の変動を示唆する重要な判断材料の一つであるということで活用をしております。

そういったものを私どもは総合的に判断をいたしながら、景気の先行きなりあるいは物価の上昇・下落圧力なりというものをできるだけ正確に把握していくように努力をしております。

○河本英典君 日銀だけでもいろいろそうした数字を持つておられて、また今少しお話しただきました。いろいろ各省庁それなりの経済動向を知る数値をお持ちなんですけれども、俗に言われまじく縦割り行政であれば、それぞれの数値は大事に

されるんでしようけれども、ほかの省庁の数値というものは少しは参考にされながら、金融政策というよりもっと広い意味の経済政策というのには使われるんでしようか。総裁に、少しお話を聞きたいと思っております。

○参考人(松下康雄君) 各省の作成をしておりますものもろろの経済統計は、経済企画庁を初めといたしまして、いろいろの現業官庁が非常に有益な統計を長い期間にわたって継続性を持って作成しております。

そして、統計を担当している者たち同士はお互いに知り合いでございますし、そういう組織もあつたかと思っております。それぞれの統計につきまして、例えばこういう点を変えたら今後の情報交換をいたしながら、総合して政府全体も私どもも、この日本の国が持つております統計資料をうまく活用できるように協力し合っているところでございます。

○河本英典君 数値は、恐らく正確なものだといふふうに思っておりますけれども、あとは時期を逸しないかどうか、早くそれが使えるかどうかというところが実はポイントではなからうかと。先ほど清水議員の話にございましたように、それが金融政策に本当に生かされるのかどうかというところが一つの聞きたいところなんですけれども、お役所の資料はどうも遅くなりがちであるという点について、どういふふうにお考えでございますか。

○参考人(松下康雄君) この点は、それぞれの統計を所管しております部局の方々に伺いますと、やはり時期をおくられて出てくる数字というのは大変打ちが下がりますので、どこまでできる限り工夫をして早く数字を集め、そしてそれを早く公表したいという点では努力をしております。

特に最近では、通信その他のコンピューターなり通信の能力とかやり方が非常に進歩をいたしたから、そういう点では統計の集計も年を追っ

て少しずつではありますが、早くなっているような気がいたします。私どもの短観につきましても、その集計のスピードは少しずつ上がってきております。

それから、そのほかに重要なことは、まとまりました数字を世の中に公表するときに、できるだけ早くそれが一般に正確に行き渡るような公表の仕方ということが大事であると思っております。私も、私どもも短観その他の主要の計数につきましては、このごろインターネットというものを活用いたしまして、できるだけ即時に国の内外の方々に御利用をさせていただけるように努力しているところでございます。

○河本英典君 ありがとうございます。それはこの辺で終わります。次は日本銀行の目的であります物価の安定というところで、いろいろ先ほどからお話が出ておったわけでございますけれども、物価の安定とそれから通貨の安定、為替の安定、それから資産価格の安定といういろいろ話が出ておったわけでございます。

最初からの議論でも、金融政策のやり方次第でバブルは防げなかったかどうかという話も出ておったわけでございます。それは結果の話でございますので、もちろんそれは結果からいって話かもしませんが、しかし我々は、反省としてこれからの経済運営なり金融政策に生かしてもらいたいというふうに思っております。土地価格は、特に資産価格の安定ということで、土地価格とそれから株価について少し意見なり質問をさせていただきます。下がると非常に、毎日毎日言っておるわけでございますけれども、私は株式を持つというイメージがどうもよくないのがおかしいなというふうに思っております。

議員の資産公開とか何とかでも、株なんか持つてたら悪いようなイメージ、何か新聞なんかでもそういう、それから土地もそうなんですけれども、特に株は何か悪者のようなイメージがついて回っている。これはだれかがおっしゃっていた

んですけれども、私は株をこれだけ持っているんだと堂々と云ってこれたら大分株式の値打ちが上がるんだ、有価証券の値打ちが上がるんだという話が出ておったんですけれども、どうも避けて通るような状況でございませう。そういう意味で議員なんかがもつと、それはインサイダーみたいなことをやったら困りますけれども、大いに持つて私は持っているんだということをばつり言っていく必要があるんじゃないかなというのが株式に対する一つの意見でございませう。

私は、実はお話をさせていただきたいのは土地価格についてなんです。土地価格、先ほど清水先生もいろいろお話しされたわけでございませうけれども、私が思いますのは、これは明治以来といえますか、日本の近代化の中で経済成長とちよつと連動した形で土地の値上がりというのはちよつとずつきたわけでございませうけれども、バブルという過剰流動性とかいろいろな状況があったわけですけれども、暴騰したと。暴騰したことはこれは困ることでありますけれども、私は下落し過ぎるということも、これは非常に経済の回復のブレーキになっていることは間違いないわけでございまして、不動産業界の代表やございませうけれども、土地の価格についてもつとよく考えていかなければならないのではないかとこのように思っております。先ほどお話ございましたように、金融政策の中に資産価格の安定ということも大いに考えていただかないかと思つておられますけれども、その辺はいかがでしょう。

○参考人(松下康雄君) 地価あるいは株価というような資産価格は、やはり長い目で見ますと、日本、日本の経済全体の成長を反映してまいるものであると考へます。

ただ、これは将来の経済成長でありませうと考へるいは企業収益の見通しというふうなものも随時織り込みながらその価格が形成をされて、そういう条件のいかんによりましては、非常にこの経済の実態そのものから一時的には大きく変動する場合もございます。そういった性格がござい

すので、資産価格そのものの安定ということをする目的として金融政策を運営してまいらうということになりますと、この条件によりましてはかえつて物価あるいは景気に好ましくない影響を与える可能性もございませう。そういう点では、一般の物及びサービスの価格の安定を図っていくということと、多少この意味合いが違つたところがあるように考へます。

しかしながら、例えばこの資産価格、株価、地価がどんどん上がつていく、あるいは将来非常にそれが上がりそうな懸念があるというふうなことが発生をしておりますと、それはやはりその背景におきまして経済活動の中に何らか行き過ぎが生じているのではないかと、あるいはそれに伴つて一般の物価の上昇圧力が高まつておりまして、何かのきっかけでそれが一般の物価上昇の方にそれをもちたす引き金になるのではないかと、そういう場合が多々あるということも事実であると思われませう。

そういう意味で、私もこの一般物価の安定を維持し、ひいては経済のインフレなき成長というものを確保していく上に役立たせようと思つて、よくそれを内容的に何を意味しているかという点も早目早目に必要な対応ができるように分析をやつていくことに努める必要があると思つて、これが私どもの、先般のバブルの発生なり崩壊なりに関連をいたしまして、経験をしたところからの反省でございませう。

○河本英典君 ちよつとまとめてきたんで、少し土地についての考へ方を述べたいと思つて、まず、土地価格を通正水準に維持すること、このこと、我が国には明治初期以来、土地を担保にする間接金融のシステムが定着している。近代化の過程の中で、いわば無から有を生じることが土地を担保にしながら資本形成を進めてきた。その間、果たした日本の土地の経済的役割と機能というものは他国に例を見ない独特のものである。日本における土地は国土でありまして、物理

的に有限であるわけですから、その公共性のゆえに市場原理にゆだねるべきでないという考へ方なんでしょう。だから、先ほど言いましたように、上がり過ぎたから抑えるのは当然のことなんですけれども、そういう意味でいろいろな税制上の土地税制が行われたわけですけれども、今は言うならば下がり過ぎて、いろいろな浮上のきつかけがつかめない。だから考へにやいかぬのは、地価が下がれば下がるほどよいという考へ方は、ある意味ではこれは逆神話であるということとございませう。

土地問題は今まで、これは大蔵省にも聞いていただきたいんですけれども、先ほどの株式の話じやないんですけれども、土地という言葉の響きから何か適正なポジショニングが得られなかつたんじゃないか。土地価格は、需給によつて形成される市場価格にのみゆだねられておつたわけでありまして、国民経済の先ほどお伺いしました諸統計、いろいろな統計をとられておつたわけなんですけれども、その国民経済の諸統計の枠外に置かれていたのではないだろうか。もちろん土地の調査はされるわけなんですけれども、経済指標としての土地の値段とか、そういう意味で土地の価格というのは余り考へられていないんじゃないかということなんです。

そういう仕組みになつていくということで、言うなら知的判断基層を形成すべき近代経済学においても、日本経済の重要な生産要素である土地の機能が過去に果たしてきた歴史的な役割と特性すら十分理解されてないということ、これをちよつと申し上げておきたいなというふうに思つてございませう。金融政策、それから資産価格のところから入つたわけでございませうけれども、経済政策の中で、そういう意味で土地の政策というのはとにかく抑え込むばかりじゃなしに適正な価格水準を維持しなきゃならないというふうに私は思つてございませう。

その辺、先ほど言いましたように、とにかく株式と土地は悪いイメージがありまして、何か株は

余り損したら困るということで、ちよつとこのごろいろんなことで上げたり、いろいろこちよちよやっていますけれども、土地についての税制も少し考へ直していただいて、やつぱり適正な水準まで上がるような、これは暴騰を招くようなことはしたらいかなことはもちろんわかつておるわけなんですけれども、適正水準へ戻すことは非常に大切なことではないか、これは一番私は実質的な近道ではなからうかと思つてございませう。そうしたらまた税収もふえますし、その辺を考へてもらいたいなと。とにかく一時的に上がった、暴騰した土地の値段で東京都の都庁の建物が建つていてみたいなものですからね、あれは。

本間にそういうふうに思つてすけれども、ちよつと資産価格の話に関連しまして土地に対する考へ方を述べさせていただいたんですけれども、大蔵省、ちよつとその辺についてコメントをお願いいたします。

○政府委員(薄井信明君) 土地価格のあるべき姿については、私も述べた立場にはないと思つて、土地税制についての御指摘がございましたので、この点について私どもの考へ方を申し述べたいと思つてございませう。

バブルの時期に私も強く指摘されましたのは、土地税制も原因で甘過ぎるから地価が上がる、つまり土地に対する需要が非常にふえてしまつたんだ、それが積年の積み重ねのものとであつたことも生じてきたんだと、したがつて土地税制を適正化して余り土地の価値を高める方向での税制は是正すべきだと強く指摘されました。

これに基づきまして各種の措置を講じたわけでございませうが、その中で幾つかの部分につきましては、その後の土地の状況を反映して、本委員会でも何度も御指摘をいただき、かなりのまた改正というものをやっております。そういう意味では、現在の税制の枠組みがかなりものと姿に戻つてきているということは御理解いただきたいと思つてございませう。

現時点で私も認識しておりますのは、二月に

新総合土地政策推進要綱というものを閣議決定したしておりますけれども、この考え方に基づきまして、土地の有効利用の促進という観点から現状においてさらに見直す必要があるならば見直していくべきだと思っております。その際に、ここ十年ぐらい議論してきました地価水準と税制という議論よりもいいますか、それ以外にむしろ金融問題等々がこの間大きく話題といえますか議論になってきております。

そういった中で、土地と金融との関係等々から考えますと、土地信託受益権とか、あるいは特別目的会社を通ずる何か手当てができないかと、そういった新しい発想に基づいたときに、土地税制がうまく機能していないというならば、そういうところをきちんと見ていく。これは土地税制だけではできませんけれども、そういう新しい状況にに応じた見直しは必要だと思っております。地価水準と税制という議論をしてもこれはなかなか答えが出てこないし、決して今の税制が重いとだけは言えないと思っておりますけれども、ただし時代に応じた税制のあり方というものを土地政策全体の中で、あるいは金融政策全体の中で考えていくことは必要だと思っております。

○河本英典君 税制で土地の取引とかいふんなこととで税収を上げるということでは、やはりあるべき姿へ誘導するような税制に変えていってほしいということをお願いです。私があえて言いましたのは、土地が何か悪者になつておりますけれども、実は今の経済を一番早く回復させるのにはバブル以前の水準にまで土地が戻る、これは戻すんじゃないですよ、戻るように誘導して、実際に相場がそこへ来るとかなりよくなるということをお話をさせていただいておるんです。

こういった場では、土地と株式はどうも悪者扱いされておりますけれども、土地は国土庁の扱うものだというような感じもないこともないでしょうけれども、経済政策そのものの、特に先ほど言いました日本の土地のあり方というのは、担保であるとかそういった値上がり、ちよつとずつ上

つてきたというそういう経過、特殊な事情があるということをお話をさせていただいたわけなんです。あえてこのお話をさせていただいたわけなんです。頭の隅にでもしまつておいていただいた方がありがたいなということとさせていただきます。

これは、この辺にさせていただきます。今までは大抵金融政策なり経済政策のお話なんですけれども、日銀の今度は業務のお話、組織内の話になるんですけれども、この間からお話ございましたように、給与水準が非常に高いということで、本委員会でも平成会、社民党、新社会党からも要請のありました日本銀行職員の給与水準についての年代別の平均の実績を示してほしいというお話があつたんですけれども、それを示していただきたいと思います。

○参考人(松下康雄君) 私どもの日本銀行におきましては、職員の給与でございますけれども、これは年齢をもとにして、あるいは特定の俸給表というふうなものをもとにして定めているものではございませんで、職員のそれぞれに基づいて職務評価や考課査定、業績査定などに基づいて決定をいたしているところでございます。したがって、一概に職員の給与水準を金額でお示しするというのは大変難しいところでございまして、特に特定の年齢層、この年齢の者は幾らの水準ということをお示しいたしますと、その同じ年齢の中に考課の査定等によりまして大きな給与格差がつけられている現状でございますので、組織運営上大変難しい面があるということをお断りさせていただきます。

ただ、私どもの職員の給与の水準の考え方でございますけれども、これは昭和三十四年の金融制度調査会実態調査小委員会報告というものに基づいて決定をされたものでございまして、そこには日銀職員の給与水準については少なくとも市中大銀行並みの水準にすることは適当であるという指摘をいただいております。また、そういう基準のもとで、個々の職員の給与につきましては、各職

員ごとに厳正な考課査定、職務評価、業績評価等を行ひまして、個別に決定をしているところでございます。

○河本英典君 高いとか安いとか、いろいろ議論は、主観の問題もあるわけですが、今おっしゃいました市中銀行と比べてということなんですけれども、市中銀行というのは大抵民間でも一番高い水準にあるわけですし、それに合致する当然高い水準になるのは当たり前のことで、総裁の年俸が三権の長より高いとか安いとか、いろいろ言われておるわけですが、私がどうこう言うということではなしに、国民から見た視点でどうであるかということが今議題になつておるわけでございます。この辺は今の話なのか、これからどういふふうな受けとめられて何かさきようとしておられますか、お伺いします。

○参考人(松下康雄君) 改正法案におきましては、給与等の支給の基準が法律に定められておりまして、まず三十一條におきまして、役員及び職員に適用する給与の基準を社会一般の情勢に適合したものと定めるよう定め、これを大蔵大臣に届け出るとともに、公表しなければならぬ。とされております。そしてまた、その中で、役員に關しては、別に特別職の職員の給与に關する法律の適用を受けます国家公務員の給与等、その他の事情を勘案して定められなければならない。となつております。

このように、社会一般の情勢に適合したものと定めるようにという考え方に基きまして、私どもとしましては、これは新しい政策委員会が今後考へ方を定めることになつておりますけれども、やはりいろいろの労働市場におきます同じような仕事をしております場合の民間の賃金の水準とか、その他のいろいろ社会一般に納得を得られるような基準の仕方を考えまして、その上で新法に基き決定を行つてまいりたいと思つております。

○河本英典君 改正法の第三十一條で、日本銀行の給与及び退職手当の支給の基準につき、公表す

ることを前提とした条文になつていふことなんですけれども、そうだと、先ほど言いました俸給表というのはいくつか言えないということなんですけれども、俸給表を公表すると考えてよいということなんですか。

○参考人(松下康雄君) 公表の具体的な内容はどういふふうな俸給決定の仕方を採用するかということと関連をいたしますけれども、法の定めのように私どもは大蔵大臣に届け出をし、これを公表して社会一般の御理解を受けられるものになければならないと考えております。

○河本英典君 次に、大蔵省にお聞きします。法令で給与及び退職手当の支給基準を作成することになつていふのは、特殊法人の場合はどうなつておりますか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 今、一つ例で申し上げたいと存じますが、住宅・都市整備公団の場合、この法律の第六十條で、「公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。」ということと、支給基準を明らかにしております。

○河本英典君 それから、またお金の、人の財布の話ばかりなんですけれども、衆議院の議論で日銀總裁の交際費が年間三千万円というふうなことなんですけれども、これも少ない、いろいろ考え方はあるんですけれども、アメリカの中央銀行である連邦準備銀行では接待禁止であるというふうになつていふんですけれども、その辺はこれからどのように考えていふたらいのか。日銀法改正に当たつてこういう話が出てきたんではないでしょうか。少し考え方を聞きましておきたいと思ひます。

○参考人(松下康雄君) 私どもでは、業務の性格上、金融機関でありますとか産業界あるいは学者、そういう識者など各方面との金融経済情勢などに關します意見交換の場を設けてまいつております。また、近年の著しい傾向といつたしましては、

金融の国際化の流れの中で、海外中央銀行または国際機関等との交流や、日本銀行主催により国際会議の招致というような機会もふえてまいっております。

そこで、私どもといたしましては、こういった外部の方々との意見交換等は業務上必要なものでありますから、そういったものにかかる費用につきましては会議・交際費という形で銀行の経費で支出をしております。ただ、会議・交際費として支出を認めますものは、当然業務上本当に必要なものに限定をいたしておりますので、内容的には私どもはむだなものを使わないように運営をしております。

直近の半期の予算額は、これは全体の会議・交際費で一億円程度でございますけれども、そのうちの三千万円程度は、先般福岡で大蔵省と一緒に開催をいたしましたアジア開発銀行年次総会の開催に関する費用として計上したものでございまして、こういう予算は現行法のもとにおきましてはすべて大蔵大臣の認可を受けて使用をいたしております。

○河本英典君 交際費の話はもう出しましたので、大蔵省にちよつとついでにお話ししておきたいんですけれども、今官接接待であるとかいろいろなことで、交際費という言葉は使わないでしうけれども、いろいろ言われておるわけですから、先ほど言いました民間の立場からいいますと、お役所というのは集めてきた税金を使うんですからそれだけでいいんですけれども、民間会社ですと損金不算入で使ったお金に余分にまた税金を払わねばいけませんので、大変むだなことになっておるんですね。

ところが、個人の所得税が非常に高いから、少しぐらいポケットマネーで持てばいいものを会社とかその所属する組織に払わすというものが、これは非常に一般的な習慣になっておるわけです。これも本当に余談ですけども、やはり大きな意味での税制改革の、非常に俗っぽい話かもしれませんが、そういったことというのは非常に大きく働

いておるわけです。たくさん税金を払った残りのお金を使うということは、幾らになるか知らぬけれども、半分としましたら、五千円使うのに実際一万円を自分は支出することになるわけですから、それが法人であればいいとか、まして役人で税金を払っていない組織が払うなら、それはそれ以上税金を払う必要はないですから、随分違うんだなと。

個人が払う場合、民間会社が払う場合、それから役所が払う場合、役所というのはいろんな特殊法人も含めてでしょうけれども、税金を払っていない、損金不算入にならないところが払う食事なり、郊外へ遊びに行くとかいろいろあるわけです。私はそういうことが好きですので、余り否定はしませんけれども、その辺は少し話をきつちりしておかぬと、これは非常に世俗の話でございますので、こんな機会にこんなことを言う人はおらぬと思いますので、これはもう余談でございますけれども、申し述べておきます。何かコメントをいただきたいと思ひます。

○政府委員(薄井信明君) 今、御指摘のように、現在法人税の世界でもいわゆる大法人とそれから中小零細の法人とは取り扱いを異にしておりますので、大法人につきましてはいわゆる交際費は損金に入れないということになっております。しかし、中小法人については、そこはそれともうございするのには無理であるというのが現在の考え方ですが、これはどういふ背景があるかといえ、大企業であれば例えばテレビで広告をするなりいろんな商売のやり方があるけれども、小さな法人にとつてみれば、それは人間関係で仕事をしていくことも重要であるといったそういうバランスから、今できております。そういう意味で、今の考え方がおかしいと私どもは思っておりませんけれども、商慣習の中における交際費のあり方みたいなものと一緒にはこれは考えていくべき問題だと思っております。

外国においてもいろんな取り扱いがあります。一方でアメリカなりヨーロッパでは商売上の

交際費というのはこの程度である、あるいはこうしたものは株主との関係で交際費に落とせないんだといったところが日本よりはしっかりしているというか、いろいろな感じを私どもは持っております。その辺、税制だけでなく商慣習なり社会的なこういうものに対する見方との関係で考えていくべき問題だと思っております。

○河本英典君 終わります。

○委員長(松浦孝治君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後一時開会

○委員長(松浦孝治君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、日本銀行法案を議題とし、質疑を行います。

○海野義孝君 平成会の海野でございます。本日本銀行法案に関する審議も日にちを重ねてまいりまして、もう終盤に近いかと、このように思ひます。私も、五十五分間という限られた時間でありまして、本日も午前中に自民党の先生方からも大分踏み込んだ、大変聞きごたえのある御議論もありまして、私から改めて重ねて申し上げるようなことはほとんどなくなっておりますけれども、今般の日本銀行法案が五十六年ぶりに全面的に改正されるという意味合いというのは大変重要なものがあると思ひます。同時に、今日のいわゆる国際化時代の中で、我が国の中央銀行の役割というものを世界に問うという意味合いから大変重要な意義がある、このように思ひますので、私の思いつくままに関係の皆様方に御質問させていただきます。かように存する次第であります。

が違ふ程度でございますので、その点はひとつ事前的質問にないものもあるかと思ひますが御容赦いただきたい、このように思ひます。

つい先日、この大蔵委員会におきまして外為法のいわゆる自由化の問題につきまして審議がありました。いよいよ我が国の金融制度の改革、つまり日本版ビッグバンのまさにフロントランナーに ついての御審議があり、これが可決したわけでございます。

昨年の十一月に橋本総理から六つの改革についての御提案があり、その中でもこの金融制度改革の問題については比較的早くそのスケジュール、そういったこともだんだんはつきりしてまいりましたし、そうした中で幾つかの法案がこの国会において通過するというような運びになるわけでございます。このことを考えましても、現在の我が国の置かれております中であつてこの金融制度の問題というのは喫緊の大変重要な問題であるという点で、早急にその点の審議を進め具体的な法案をつくっていく、こういうことになつたと思ひうわけでございます。

まず最初に、この日本銀行法案、全面的に改定されるわけでありましても、これにつきましては、昨年、橋本総理の私的な諮問機関である中央銀行研究会が審議を尽くされ、そしてこれの答申があつたというところから始まつたわけでございますけれども、まず、この中央銀行研究会というものの、要するにこれがいつ総理の御下問によつてでき、そして具体的にその中央銀行研究会のメンバーの方、主要なメンバーの方はどういった方々であつたかということにつきまして、唐突な質問かと思ひますけれども、ひとつ簡潔で結構ですからお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) お答えいたします。総理大臣のもとでの中央銀行研究会は七月三十一日に始められまして、最終的なレポートをいただきましたのが十一月の十二日でございます。メンバーを申し上げますと、座長に慶応大学の塾長の鳥居先生でございます。メンバーは、経団

連の副会長の今井さん、東京大学の商法の教授の神田さん、それから京都大学の憲法、行政法の佐藤さん、それから学習院大学で経済学の須田美矢子さん、それから東京大学名誉教授の経済学の館龍一郎先生、それから電通総研社長の福川伸次さん、それから専門委員として慶応大学の教授の経済学の吉野直行先生、以上でございます。

○海野義孝君 大変ありがとうございます。

その中央銀行研究会での御審議というものが今般の日本銀行法案、この骨子となっているということは当然考えられるわけでありすけれども、その中央銀行研究会におきましての審議の中で、論点の中で幾つかの問題はあろうかと思うんですが、特にそこで時間をかけたといいますが、大変審議が白熱したと申しますか、そういった面ではどういった点があったか、簡単に結構でございますけれども、銀行局長お願いします。

○政府委員(山口公生君) もちろん中央銀行制度でございますので、かなりいろいろな角度からの御議論があったわけでございますけれども、まず独立性というものをどういうふうに考えるべきかということがもちろん基本にあったわけでございます。それと同時に、それがいかに開かれたものであるかということが議論されたわけでございます。

その結果、政策委員会の機能の強化、あるいは組織の強化というように話が進展してまいりましたわけでございますが、そこで、この議論の途中から強く意識されたという感じを持ちますのは、やはりこれからの金融行政あるいは金融をめぐる諸事象を考えたときに、マーケットとのかかわりをどうするかということだろうと思うわけでございます。

日本銀行の金融政策の決定事項あるいは決定過程、これは何が議論され、どのようにしてそのような政策が選択されたのかということ、国民一般は無論のこと、マーケットの金融専門家にとってもやはりわかるようにする必要があるだろうと。そうすることによってマーケットを基軸にし

たこれからの金融行政のあり方、あるいは金融市場のあり方、金融業界の活躍の仕方というものが実現できるのではないかとということが意識されまして、そこで、今申し上げた独立性と透明性という二つのキーワードが生まれてきたというふうに理解しております。

○海野義孝君 大変ありがとうございます。

実は私、今回のこの日本銀行法案の審議、この問題が出てきましたのは、先般来委員の方々からいろいろな御質問があり、お答えがあったわけでありすけれども、やはり一昨年の秋以降といいますが、いわゆる金融不祥事といいますが、こういったものが内外で続発したということがあると思います。

さかのほれば、一昨年の暮れの安全信組、協和信組の問題、これは一般預金者等にとつてみれば大変不幸な事件というか、まさに金融機関の経営者にあるまじきそういった問題から発端したわけでありす。それを除きましても、一昨年夏の兵庫銀行あるいは木津信用組合等のいわゆる大手のそういった金融機関の問題、あるいはまた海外での大和銀行事件、さらには昨年の今ごろでしたか、やつておりましたいわゆる住専問題での国会での議論等々、従来の我が国におきましてはまさに想像できなかったようないろいろな問題がありまして、この問題が国内のもちろん株式を初めとしまして、あるいは債券、金融、為替等の市場にも少なからず影響を及ぼしたわけでありすけれども、そののみならずジャパン・プレミアムというような形で、いわゆる国際的にも我が国の金融機関というものが、あるいは日本の金融業界というものが大変厳しいそういった評価を受けるに至ったという問題がございます。

この日本銀行法、これは昭和十七年ですからもう既に五十六年になるわけでありす。先ほどの山口局長のお話のように、今回の日銀法案では明確に、当時の戦時体制下での日本銀行法案とはまさに比較にならない、今日的、国際的なそういった情勢の中で十分に比肩できるそういったもので

あるというような御答弁もかねてよりありましたけれども、そういうような中においてこの日本銀行法案の問題と、一方ではいわゆる金融行政の問題で大蔵省の改革という問題が当時相前後して出てきたように私は記憶しております。これは恐らく昨年の二、三月ごろの常会、いわゆる住専国会の中でそういったことが起きてきたと思ひます。

それから、今の中央銀行研究会の方々の初め、金制調等の御苦労があつて今日こういった法案の審議の運びになったと思うわけでありす。私は、そういった中で今回行革・税制特別委員会では現在並行して審議されております金融監督庁設置法案及びその関連法案、これとはやはり切り離すことではなくて、まさに今回の我が国のそういった金融行政政策、こういったものの根幹の問題についてここで抜本的にこれを改めていくという、そういった大変重要な意味合いを持った二つの法案ということかと思ひます。

そういった意味で、この日本銀行法案とそれからもう一方での大蔵省のいわゆる改革に伴う金融監督庁設置の問題、この辺についてはまさに車の両輪として、これはもちろん御審議された方々は違ふかと思ひますけれども、これは銀行局長それからその後で大蔵大臣にお聞きしたいわけでありすけれども、その辺の関係についてはこれまで政府御当局におきまして、あるいは大蔵省におきましてどのようにこれを検討してこられたかというあたり、ポイントだけで結構ですので教えてくださいたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 大蔵改革の中での議論も日本銀行の改正の問題も、いずれもこれからの二十一世紀の新しい金融システムの中での行政のあり方、日本銀行のあり方という将来に向けての検討だろうと思ひます。

先ほどちよつと御紹介しましたように、これからは透明性のあるマーケットを中心とした行政を行つていくということに關しまして、行政の方もそうしたことに対応できる体制にしていく。それと同時に、金融政策を担当しておられる日本銀行

もそういったマーケットを志向していく形が実現できるように組織を変えていくということだろうと思ひます。

○國務大臣(三塚博君) 先ほど中銀研の概要の説明がありました。同時に、金制調を初めとして金融システム改革、いわゆるビッグバンと言われることが本年の当初からスタートを切つたわけでございます。私に對する總理からの指示は十一月八日だと覚えております。大きく変わらうとしておる世界経済の中、経済の血である金融、これをロンドン、ニューヨーク並みにしっかりとしたものにつくり上げていきたい、こういうことでございました。

フロントランナーと言わさせていただきました外国為替管理法、御努力によりまして成立を見たわけでございます。同時に、日銀法は中央銀行の役割を開かれた独立性というこの中に包含をしながら中銀の独立、そして政策運営、決定の経過の透明性の確立、こういうことで取り進め、その目的を達成していただくことが同時に重要な課題、それと、御案内の住専問題に発しました諸問題、これに對応することとしたわけでありす。企画立案と検査・監督の分離、機能分担でございます。同時に、護送船団と言われる今日までの金融政策に業界から距離を置くことを明確にすることにしまして、企画立案の基本を取り進めていく、金融監督庁は検査・監督の執行面を担当してまいります、こういうことでこまめに進めてまいりました。そういう観点から取り組まさせていただきます。十一月十二日でございます。

この三点が前進し、効果を出すことによりまして、経済国家としての日本がニューヨーク、ロンドンと同じ信託を世界からも信託を得ることができまして経済全体を押し上げていくことができるであらう、こんなことでございす。まさに金融システム改革を断行し、その安定、維持を図るための三つの大きな改革であると認識をいたしてお

ります。

○海野義孝君 大蔵御丁寧にありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりだと思いますけれども、実はきよの午前中にもいろいろ御審議がありまして、バブル当時の問題、これは八〇年代の問題でありまして、これはまだ今日の金問題であり、なお今日いろいろ銀行あるいは保険会社等が大変経営的にも苦しい状況にある、こういった問題もあります。さらには、私も勤めていた関係で余り触れたくありませんけれども、大変残念な問題がここ証券また銀行、大変大きな問題になりつつあるということで、これは私ここであえてお聞きはしませんけれども、こういったことを見ておきますと、まさに現在取り組んでいるいわゆる大蔵省の改革の問題、あるいは日本銀行のまさに改革と言っているかと思えますけれども、この問題というのは大変大きな問題を含んでいる、こういうように私は言っていると思えます。

今、大蔵大臣がいみじくもおっしゃいましたけれども、ニューヨーク、ロンドンと並ぶ金融センター、あるいはニューヨーク、ロンドンと同じような信頼を得る東京市場、まさに私はこの点が極めて重要な問題であって、ロンドン、ニューヨークに比肩するような我が国の金融市場の隆盛という問題はその先の問題であって、今まさにその整備を始めているという問題であると思えます。そういたしますと、まさにこのそういったロンドン、ニューヨークに並ぶような信頼を得るような、そういう行政あるいは政策、こういったものが問われると、また、世界は今やりのグローバルスタンダードというような物差しで我が国の今のそういったこの法案の審議等につきましてもやはり注意深く見守っているんじゃないか、このように思うわけでありまして。

そこで、午前中に十分議論し尽くされておりますから重ねて申し上げませんが、狂乱インフレの七〇年代、それからバブルの八〇年代、これについてこれまで政府御当局あるいは松下総裁

からもるる御答弁が再三ありましたけれども、この七〇年代、八〇年代のインフレあるいは資産インフレ、さつき資産インフレのいわゆる土地と株式の問題と、いわゆる一般物価の問題という面がどうも違うような、日銀の目的としていわゆる物価の安定ということをおっしゃっておりまして、あれども、この二つの七〇年代、八〇年代のインフレ問題について、これは日銀がどうこうということやを言うわけじゃありませんけれども、金融政策というものがいわゆる独立性を持って十分に機能していればこういう問題は起こらなかったんじゃないかと。例えば欧米におきましても、我が国と違っていわゆる金融政策の対応というのも大変早かったわけですね、金利政策なんかもうそうでした。そういう意味で、この辺のところも今回のいわゆる日銀法案によって明確に変わると、法案が変わってもそう簡単に変わらぬというのが私の個人的な考えであって、それほど生易しいものではない。これからの国際金融情勢の中で、我が国の日本銀行が独立性をお持ちになって金融政策をおとりになっていくことも、やはりそういった問題がまた出てくるんじゃないかという私は心配をしております。そういうことがまたもしあれば、ビッグバンを進めていく中でさらにまた我が国の信頼性を失墜させるようなことになるという感じがいたします。

その辺でひとつ、松下総裁とそれから山口局長の方からこの狂乱インフレあるいはバブル発生、このときのそういった政策の問題について、簡単に回顧していただきたいと思います。

○参考人(松下康雄君) ただいま御指摘がございました七〇年代、また八〇年代の我が国の経験と日本銀行のこれに対する対応のことでございますけれども、七〇年代半ばにおきまして大幅な物価上昇を経験いたしました、これはニクソン・ショック後の金融の緩和と当時の列島改造ブームが重なりまして、そこにまた石油ショックの発生からコスト面で激しい物価上昇が加速されたという面がございますが、この時代に非常に激しいイ

ンフレが生じたことは、やはり金融政策の運営におきましても私どもはいろいろ反省すべき点がある、早目早目の厳しい対応ということに努める必要があったものというふうに考えます。

ただ私どもも、この点の、この時期の金融政策の運営についての問題におきましては、この時期の教訓を生かしまして、この次の第二次の石油ショックのときにおきましては非常に早い対応をとることによりまして、国際的に見ましても、アメリカ、ドイツ、日本の三国は早期の第二次石油ショックからの脱却が可能となったということもございました。

その後のバブルにつきましては、最初も御答えを申し上げましたように、私どもはやはりこの教訓を通じて、物価に対する注意を怠らないとしまして、土地、株のこのような資産価格の動向につきましてもよくこれを観察し、その意味するところを分析いたしまして、これが経済全体の運営、また一般物価の動向に悪影響を及ぼすということが認められます場合には早目早目の対応を金融政策面からもとっていくことが非常に重要であるという教訓を得たと思っております。

このような点を今後の金融政策の運用上に生かしてまいりたいと思っておりますが、それに当たりまして、今回の日銀法の改正が行われまして、私どもの政策決定についての開かれた独立性というものの確立というところがございまして、それは私ども自身もそのような独立性の強化によりまして責任もまた非常に重くなったということを痛感することでもございます。このような開かれた独立性を与えられたことにふさわしい機構、それから業務運営、いろいろの面で自己改革を行いまし、今後の金融政策の問題、また金融システムに対する対応の問題等につきましては、できる限り誤りのない立派な対応をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○政府委員(山口公生君) 過去の狂乱物価あるいはバブル発生のいろいろな教訓ということは、これから十分に検討をされ、またそれが生かされて

いかなきやいけなやと思うのでございますが、私自身の個人的な思いからいたしまして、当時私自身がバブルのときに、これが今のバブル崩壊のような時代、必ず来るというふうに私自身が本心に心底そう思っていたかと言われますと、私も日本経済の質がひよっとしたらここで変わるのではないかとというような疑念すら持ったような反省もございまして。

私が何を申し上げたいかといいますと、国民一人一人の皆様方がやはりいろいろな政策あるいは日本銀行が行います金融政策を含めて、そういったもののインフレーションというのをやはり正確にこれからは知り、みずから自分で判断し、自律的に行動するというような社会にしていくべきであらうと思うわけでございまして。

今回、透明性ということをお話しさせていただきました、アカウンタビリティというバタ臭い表現もさせていたいたしておりますけれども、これは日本銀行の行います金融政策が国民に対し、また国会を通じて国民の一人一人に対して正確にその意思を伝えていくということができるようになるのではないかと、そうしなければならぬんじゃないかというふうに思うわけでございまして。また、政策委員会の議論も通じ、政府がそこで何を主張しようとしたのかということも公開、明らかにされるわけでございます。そういったことが国民の一人一人の皆さんにわかっていただく、それで自分で判断をしていただくというように時代になる必要がある、またそうなるってほしいというふうに思っているわけでございまして。私の反省も含めて、そういうふうに申し上げたいと思っております。

○海野義孝君 お二方から大変よく御説明いただきました。これから申し上げることは過去の話でして、これからの新しい法律、大蔵省の方においては金融監督庁、こういったことと絡んで私は申し上げたいのですが、午前中も清水先生がお話しになって、もうちょっと突っ込んだことをお話しやりました。たぶんじゃないかと思っておりますが、実は私、当時

は証券界におりまして、今だからということですが、けれども、ああいう渦中にいましてはなかなかわからなかつた面があります。日本の統計、大変すぐれているわけですが、しかしながら、アメリカなんか比べると、我が国の統計数字というのは、例えば四一六のGDPの数字なんか出てくるのは九月ごろですから、そういう意味ではいろいろ施策の上でそういう統計というものがどれだけ、正確ではあるけれどもアメリカ的な速報的なものが我が国の場合はないんです。

ですから、当時行政に携わっていた方、あるいは国会にいらつした方、あるいは私もみないな一般業界で働いていた者、それぞれがあの渦中においてはなかなか見えにくかつたのですが、私はどうもこのバブルの発生ということが、金融政策というものを、先ほどから総裁おっしゃっているような、インフレの抑制以外の目的に使つた、その結果起こつた問題ではなかつたかというふうには私は思ふんです。

ですから、これは一金融政策だけの問題ではない。もともとがプラザ合意以降に起こつた問題でありますから、その対応の仕方、巧拙という問題もいろいろあつたかもしれないけれども、本来であれば日銀は独立した金融政策を貫くこと。

例えば、当時はボルカーさんだつたかと思ひますけれども、あの方も余りやり過ぎてついに嫌われましたけれども、しかし彼は頃として日本の中央銀行、ドイツの中央銀行に對しても、まさに国のためというところで、本来であればFRBの独立性というものを、中立性というか、貫くべきが、大変いろいろの私に言わせれば圧力をかけてきた。ドイツあたりは頃とはなつた。これは過去の苦いインフレの経験があるということ、そのことは中央銀行のそういった一貫したいわゆる行動というか、こういったものに対して国民的な信頼も大変厚いということですが、我が国の場合はどうもその辺のところ、狂乱インフレありまたバブルの段階、これは一般物価が下がつていくのは当たり前で、どんどん円高になつていく

つたわけですから、円高になつて物価が上がるというんじやまことにおかしいわけで、ただ土地と株がなぜ上がったかというのを考えたら、私はあのバブルの発生というものは金融政策をインフレ抑制のために使つたということじゃないと、別のことであつたんだというのを、これはいろいろの物の本なんかを読んでみましてもそのように思ふんです。

そういう意味で、これからの日本銀行のまさに独立性について、金融政策について独立性をお持ちになつて今後おやりになるという意味は大変私は重い響きを持つて聞こえるわけでありませうけれども、そういった意味でいろいろと日銀の金融政策というものはありになるかと思ひますけれども、金融政策とか為替の問題とか金融システムの安定とか、いろいろありますけれども、本来は金融システムの安定とかそういった問題は、大蔵省の行政の問題じゃないかと私は思ひます。

やはり、今後いかなることがあつても日本銀行はインフレ抑制、物価の安定ということではかたくなに、いかなる圧力がかかろうと断固としてこれを今後は貫いていっていただきたいということ、やはりこれからの二十一世紀に向かつて我が国がビッグバンをなし遂げていく上で海外からの信頼を得るんじやないかと思ひますけれども、この点について総裁の御所見をお聞きしたいと思ひます。

○参考人(松下康雄君) 私どもの金融政策の目標につきまして、今回の改正法案の第二条に規定をされておりますように、「通貨及び金融の調節を行つたに当たつては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもち、その理念とする。」と明確に規定をされております。

この点で中央銀行の本来の目的が何であるかという点は、海外の例を見ましてもいろいろと議論のあるところでございますけれども、我が国のこの新しい法律案を含めまして、近時の欧州におきます中央銀行改革におきましても、やはり物価の

安定を最大の目的とするという点につきましては一般的に同じ考えで、今改革すべき点は改革がされております。

私も、この規定がここへ設けられましたゆえんのところを十分肝に銘じまして、今後の政策運営に当たつてまいりたいと思つております。

○海野義孝君 ありがとうございます。

次に、いわゆるアカウンタビリティといううな言葉が最近はやつておりますけれども、今般の日本銀行法の改正の大きな目的として、やはりそういった説明の重要性といひますか、そういったことが大きな改正の目的だろつと、このように思ふわけでありませう。この点、確かに我が国の場合、特にアメリカあたりと比較してみても、そういった金融政策の内容等あるいは議事の内容等について、国会での説明、これは従来いろいろと必要に応じて委員会に御出席になつて御説明をいただいておりますし、あるいはまたいろいろなところで総裁も講演をされるというようなことを通じて私もそのときの状況というものを把握しておるわけでありませうけれども、今度、新しい日本銀行法によりましては、総裁としては具体的にどのようなことを、どういった場で、どの程度の頻度でおやりになるかというのをちよつと教えていただきたいと思ひます。

○参考人(松下康雄君) 今回の改正法案におきまして、中央銀行の政策運営の透明性を高め、そして、国民や国会に對しましての説明責任を十分に果たしていくという点につきまして、条文の上でも明らかにされていく点が幾つかございませう。

私も、もともといたしましては、まず金融政策を審議します政策委員会の議事要旨、議事録の公表につきまして規定を整備をされておりますし、また現在には年に一回とされておりました政策委員会からの国会に對する報告書の提出を年二回に充実にすべきこと、また国会から求められました場合に、私どもの出席をいたして説明をする義務等につきましても明文の規定が置かれておるところでございますので、その具体的な内容につきましては国会の方

でのお決めに従つて、私も極力、私どものやっております政策の決定の経緯、考え方、ねらいどころといったものにつきまして詳細御説明を申し上げて責任を果たしてまいりたいと思つておるところでございます。

これらの点以外にも、従来からいたしておりました年報、月報等の公開の内容をさらに充実させますとか、記者会見あるいは講演等の機会の活用をさらに図つてまいりますこととか、また最近におきましてはインターネットその他の新しい情報伝達手段を活用いたしてまいりますとか、そういった点を十分に配慮をしてまいりたいと思つております。

○海野義孝君 それでは次に、金融政策面のことにつきまして二、三お聞きしたいと思ひます。

今、総裁の御答弁で、いわゆる政策の透明性の問題につきまして、あるいはまた民主的な方法によつていわゆるそういう政策についての内容等については御説明をされるということでありませうけれども、もう一点はいわゆる政府からの独立といひますか、そういった面につきましてはいかがでございますか。

これは、山口局長にちよつとお聞きします。これからの日本銀行といろいろな関係がございませうですね、例えば検査・監督の部分につきまして片や大蔵省にもある、それから日本銀行にも審査というのがある。これは法的に今回一応義務づけられておりますけれども、そういったこと等も含めて、政府御当局と日本銀行のいわゆる独立という面で特に強調される面、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 今回のお願ひ申し上げております法改正におきましては独立性、政府との関係での独立性確保の措置が幾つか図られております。

具体的に列挙させていただきますと、広範な業務命令権がございましたが、これは廃止いたしました。それから、役員解任事由がとすれば政府との意見の相違で解任できるように読めるという

ような規定でございましたが、これを限定いたしました。それから、預金準備率の変更認可の廃止をいたしております。これは日本銀行が決められるようにいたしました。それから、銀行券の発行限度、発行保証認可の廃止、それから政府代表委員制度の廃止、これは今まで必ず政府、大蔵省と経済企画庁から決まった人間が出ていたという制度、これは廃止いたしました。それから、私が務めさせていた日銀監理官、この制度は廃止いたします。それから立入検査権、これを廃止いたします。

法律上は以上のような独立性の確保をさせていたしておりますが、特に強調して申し上げたいことは、主務大臣の広範な業務命令権があることはその解任権みたいなものがあつたわけでございまして、こういう措置を廃止することによって法律上も独立ということを担保しております。

なお、検査と審査との関係につきましては、検査部長の方から答えを申し上げたいと思つて、**○政府委員 中川隆進君** 検査と審査の関係、あるいはその違いということの御質問であつたかというふうに存じます。それにつきましてお答えを申し上げます。

大蔵省の行います民間金融機関に対します検査は、委員御承知のとおり、銀行法等それぞれの業法に基づきまして、信用秩序の維持あるいは預金者保護を図るという観点から個々の金融機関を監督をするという、あるいはまた監督をして是正を求めるといふ立場から行つていられるものでございまして、金融機関の業務の内容あるいは経営状況、資産内容全般についてその対象にしているというものでございまして。

一方、日本銀行の審査は、これは日本銀行の方からお答えがあるかと思つて、けれども、金融機関等を監督する行政機関ということではなくて、審査は、金融機関等を監督し、是正を求めるというものでないことは御承知のとおりでございます。そういう観点から、審査は、金融機関の

最後の貸し手として一時貸し付けなどのみずから業務の適切な実施に備えるためのものとして取引先との契約に基づいて行われるというように性格のものでございまして、そういう意味で検査と審査はおのずから目的、性格等を異にするものでございましてけれども、もちろんこの金融機関の健全性あるいは金融秩序の維持という意味で言いますと、検査、審査ではお互いに共通する部分がございます。

そういう意味で検査、審査ともに連携を保ちながら、時期等の調節をいたしながらあるいは情報交換をしながら、金融機関の負担にも配慮しながら適切に対処してきておりますし、今後ともそういう必要があるだろうというふうに認識をしているところでございます。

○海野義孝君 ありがとうございます。

これは大蔵省の今回のいわゆる執行部門としての検査・監督、これを独立した監督庁にするということですが、アメリカあたりには比へますと、先ほどからいろいろおっしゃつておられるように、我が国もこれから開かれたさういふ金融市場、いわゆるその市場の規律という市場のルールに基づいたさういふ、従来の規制があつてさういふ中で、ですから規制によつてかなりさういふ業者のいわば行為というかさういふものが抑えられていたのが、むしろ市場のルールに沿つていけば、今度逆にルール違反の方については厳しくこれを取り締まつていくということになつていくかと思つておられます。

ですから、その辺が逆になるんですけれども、アメリカあたりの例を見ますと、やはり相当その検査のスタッフというのは我が国なんか比肩できないほどの人を抱えているんですけれども、今回の、ちよつとこれはここでやる話じゃないかもわかりませんが、いわゆるさういふ金融機関の検査・監督というところは、行政あるいは政策にも絡んでくる問題でありまして、お聞きするんです、我が国の場合のさういふ新しい金融監督庁

といひますか、これはどのぐらいの人数で始めようというふうにお考えなんでしょうか。ちよつとそれをお聞きたい。

○政府委員 武藤敏郎君 現在、大蔵省の官房金融検査部に百五十人ばかりの検査官がおります。この百五十人の検査官がほぼそっくり新しい金融監督庁の方に移つていくことになるわけでございます。そのほか金融監督庁の方には、証券取引等監視委員会の現在九十名ぐらゐらいますけれども、それがそっくり移つていくと。さらに加えて、銀行局と証券局にありますが監督部門の定員をこれを監督庁の方に移すことになつて、これはまだどういふふうにするかという人数になるかというの、十年度の機構・定員要求の中で総務庁等の関係当局の御裁断を仰がないと決められないことなつてございまして、今申し上げましたとおり、百五十名と九十名を合せてもう二百名を超えることになつて、恐らく新しい監督庁の員数というのには三百名台の人数になるうかというふうに考えております。

○海野義孝君 ありがとうございます。銀行局長、ちよつとお聞きしたいんですが、このところいろいろ事件がありまして、これもまあ悪質といへば悪質かもしれませぬけれども、我が国の優秀な検査の網にもひつかかつてこないというやうな問題。あの証券関係の問題も、あれは検査でわかつたんじゃないやうな内部告発だというやうな話も聞くんじゃなく、さういふふうに一一般の協力があれば結構な話ですけれども、今後、我が国が透明なさういふルールに基づいて行政をおやりになつていくという場合に、こういう検査関係というのとはちよつと強力なものにしないといふやうな感じがするんです。

その辺についての、例のビッグバン、これは省庁のいわゆる統合等も含めて、現在の大蔵省の金融、財政の問題等についてもこれは先送りというやうなことで、今回の金融監督庁もこれはあくまで過渡的な措置であるというやうなことをおっしゃつた政府高官もいらつしやるやうですけれども、いづれにしても、さういふ二十一世紀を踏まえて、こういう金融の検査・監督、さういふ部門についてこれは将来どういふやうな展望というか、あるいはどういふ組織体というものがふさわしいと思われるか。これは、なかなか難しい問題だと思つておられるけれども、銀行局長それから大蔵大臣、その辺ちよつと簡潔に御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員 山口公生君 大変難しい問題の御指摘だと思つてございまして、確かに検査に従事する人員も一挙に十倍、二十倍とふやすわけにもまいりません。また、そのようなコストをかける、かけるのがよいのかという問題もございまして。

したがひまして、ますます複雑多岐になつてくるこの金融機関の活動、多様な商品、さういふものにどう対応するかというのは重要な検討課題であります。

その意味では、私どもとしましてはまず自己管理といふものをやはりひとつと高度なものにさせていくという指導の面が必要であつた。ただ、これはいわゆる護送船団と言われるやうな意味の指導ではありませぬ。つまり自己規律を働かせる、自己の管理をきつちやるといふ面での体制をつくつてもらふ必要があると、それに大きく言うところ二つぐらゐるかなと。

一つは、大きな意味のリスク管理でございまして、これは、リスクを放置したままでするいつて預金者に迷惑をかける、他の金融機関に迷惑をかけるということがあつてはならないという部分が一つあります。もう一つは、コンプライアンス、つまり法令をきちつと守る、それから特に金融機関におきましては社会的公共性というものを十分に認識して、それに沿つた行動をするといふことをやつぱりお互いにチェックをし合つて、さういふ不正なものが侵入する余地をなくしていくといふこと。世の中にはそれは不心得な者がたくさんいると思つておられるけれども、さういふ者が活躍できないやうになるべく自己規律を働かせる、そ

うすると検査・監督はそういったものができるだけきつちりしたものになるように指導し、またそういった体制ができていくかを検査していくというような姿になるのではないかと。時には抽出調査もいたします。時には抜き打ちにやることもあると思います。そういったことをやりながらも、一罰百戒ということで、時々検査で挙げるといふこともあるかもしれません。

しかし、大きく言いますと、そういった方向で監督・検査というものを、一つのそういったルール化されたものというように形でもって、例えば早期は正措置というように新しい監督のルールを来年の四月から設けさせていただいておきます。これにきつちり沿った体制をやるべく指導していくということを図っていくことによつて、少ない人数で最大の行政効果を上げていく、国民の期待あるいは国会の御期待に沿うように努めていくということではないかというふうに考えております。

○海野義孝君 済みません、大蔵大臣には最後に御質問します。了解を得ましたので、ちよつと二分超過します。

今回のいろいろな不祥事件での検査によつて債務超過の問題とかいろいろなことがだんだんわかつてきますけれども、どうも今の自己査定というのは護送船団方式の時代の名残があるように私は思ふんです。大蔵大臣は盛んに護送船団方式を払拭して新しい時代のいわゆる行政指導もしているし、そういう時代に入っているんだということをおっしゃっているわけですが、どうも出てくる数字がだんだん膨らんでくるのを見るとき、そんなに一月や二月で膨らむようなものじゃないので、どうも今までの護送船団というのは大体が漸進方式ですから、アメリカとは基本的に違うやり方なんです、どうも小出しにできてだんだん大きくなっていくというような、こんなことをやられていった日にはどうにもならぬわけですから、そういう意味で、今まで護送船団方式だったから検査もスタッフも少なく済んだかと思う

んです。余り露呈するような問題がなかったからという面があるかもしれません。

今後は、完全なまきにグローバルスタンダード的なそういった中で、まさに我が国もメガコンベンションのそういう競争に入っていく、金融業界も入っていくということになれば大変今までの点ひとつ大蔵大臣にちよつとお答えしていただきたいのと、もう一つは、いわゆる日銀の金融政策の問題とそれから政府当局の経済政策との整合性というところが新しい法律の中でも言われておられますけれども、その辺の絡みというのか、その辺についてどのように今後指導というか指揮をとっていくのか。その二点をあわせてひとつ大蔵大臣にお答えいただいて、銀行局長申しわけありませんけれども、それで終わりたいと思ふんです。よろしくお願ひします。

○国務大臣(三塚博君) 外部監査は監査としてやらなければならぬことでございます。

それで、ただいまの御質疑でございますが、護送船団もたれ合いというのを言われて久しいわけでありまして、それを乗り越えるのが実はビッグバンであります。自己責任、自己規律の中で取り進めていただかなければ乗りおくれ、取り残される、こういう事態だけは明快であります。よつて渾身の努力を払わなければなりません。

官もその与えられた任務を忠実に、時に今局長が言われました果敢に目的を達成するためにやることはやっていただく、こういう体制であろうと思ひますし、同時に無法者もおられるわけですから断固たる処置をとらなければなりません。こういうことについて万般に目を光らせるということ、政府として当然のことであろうと私は思っておりますので、その研究、検討を進めておるところであります。

○海野義孝君 終わります。

○益田洋介君 法案の質疑に入る前に、通告はしておりますが、大蔵大臣に緊急の質問を

させていただきますと存じます。

昨日、東京地検は、東京地裁に対して、野村証券が小池隆一容疑者に五千万円相当の利益を供与したとされる事件で、野村証券の元二人の常務、松本新平株式担当、それからまた藤倉信孝総務部担当の二人を起訴することを決定した。同日中に起訴いたしました。こういう事件が発生している。おおむね二人の容疑者とも容疑を大筋で認めている。こういったこととございしますが、この件について大蔵大臣の所感をまず伺ひたい。

○国務大臣(三塚博君) 野村証券をめぐる問題につきましては、極めて遺憾である旨かねがね申し上げてまいりましたところでございます。

今回、会社及び元役員の起訴という段階に至りました。引き続き事件の全容解明が鋭意行われるものと期待をいたしておるところでございます。その推移をまず見守るといふのが現在の立場でございます。行政としては今後その推移を見守りつつ、監視委員会は監視委員会という立場の中で所要の措置を考えておると思ひます。勧告がございすれば、厳正に対処してまいる所存でございます。

○益田洋介君 またさらには、特捜部は小池容疑者側に巨額の融資を継続していた第一勧業銀行関係者についても商法違反の容疑が強いと見て詰め捜査に入っている模様でございますし、近々逮捕あるいは起訴といったことが次々と起こってくるのではないかと、こういうことが残念ながら予測される現況でございます。

こうした不祥事が引き続き起こるということとは、さまざまな形から予見ができなかったことではない。検査を二回も行つて、特に第一勧業の場合は、大蔵省はあらかじめそうしたことに對しては気がついてた。しかし、何もその不祥事に対して手を打たなかった、これは大蔵省である。

本来であるならば監督官庁は、例えば、今海野先生のお話にもありましたが、イギリスとかアメリカでの証券市場がこれだけ今日まで発展してきたというその背後には、監督官庁が不祥事を厳し

く摘発する、そうしたことにマーケットが信頼感を寄せている。ですから、この点を厳しく我が国でも本腰を入れて取り組んでいかないと、東京のマーケットなんかビッグバンにすらならない、スモールパンで終わってしまう、そういう危険性があるわけでございます。

ですから、罰則を強化して違法行為を未然防止するという、行政としての当たり前の機能を現在まで大蔵省は果たしてきていない、私はその責任は非常に強いものだと思うわけですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(三塚博君) ただいま野村証券に関して申し上げました。この関連におきまして、第一勧業の不祥事件、起訴の段階に至りましたこと、極めて遺憾千万、言う言葉がない極めて厳しい現況にあると私は思つております。

既に、商法違反等刑事事件としての問題でございますから、捜査当局の捜査を注意深く見守りながら、本件に對しまして厳正に対処してまいらなければならぬ時期も到来するのかなと思つております。その折には、かねがね申し上げておりますように、法令に基づき厳正に対処してまいります。

○益田洋介君 それでは、法案の質疑に入りたいと思ひます。

まず、私は中央銀行の独立性の確保、これについて質疑をさせていただきたい。独立性の確保というものは、各国において国際的な潮流に今なつてきております。例えば、アメリカのFRB、ドイツのブンデスバンク、これらは既に行政府から完全に独立した存在であることは周知の事実でございます。また、欧州通貨統合の後に設立が予定されている欧州中央銀行、この設立に当たつても、高度の独立性を持たせるといふことを既定路線として今まで話し合ひが進められてきた、そのように伺つております。次第でございます。さらにはレーパー、労働党が政権を奪還したイギリスにおきまして、ブレア首相、またブラウン大蔵大臣等が協議をして、イギリス銀行、バンク・オブ・イン

グラントに政策の決定権を全面的に移譲するといふことを決定し、その発表が非常に世界じゅうの注目を浴びている、こういう状況でございます。

翻つて、今回の我が国の日銀法の改正案を見てみますと、こうした国際基準に照らし合せてみて、まだ独立性に關しては不徹底があつて遜色があるのは極めて残念であり遺憾でございます。私は、なぜそのような主張をするかといふことを以下四点に分けてお伺いしたいと思います。

まず第一、それは政府の経済政策との整合性維持という束縛が設けられている。これは第四条でございませう。日本銀行は、「政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう」、「十分な意思疎通を図らなければならない」、「こういう一文があるから、そうすると、日銀が本来担つていて通貨価値の安定ということ、また自由と効率を保障する市場経済構造の全体の秩序を支える、そのかなめとなるのが日銀の施策でございます。そして、そのことは時々の政府によつて実施されております各種経済政策のよつて立つ前提条件とならなければならない。したがつて、整合性維持への過重な縛りかけるといふことは、こうした観点から不当なわけでございます。ブナデスバンク法、また欧州中央銀行法の規定には、中央銀行はその任務を妨げない限りにおいて政府の政策との整合性を図る、そのような規定がございます。

ですから、健全な通貨なくして健全な経済発展はないといふわけでございませうから、現在のこの第四条を読む限りにおいては、この原則がちょうど逆さまにされているのではないかと。そのように私は感じますが、いかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 今、御指摘ございました第四条は、政府の経済政策の基本方針と整合的であるといふことでございませうが、我が国の広い意味の経済政策の一環であることには間違いないわけでございます。司法、立法、行政と分けたときには行政のジャンルに入るものでございませう。したがひまして、政府のそういった基本的な経済政策と全然全く無関係な金融政策というものは

のではないのではないかといふふうに思うわけでございます。

今、御紹介賜りましたドイツにおきましても、ドイツは非常に戦後の大インフレという経験にかんがみ、かなりこの辺は厳しく書いておられるわけでございますが、その任務を妨げない限りにおいて政府の一般的経済政策を支援する義務を有すると書いてあります。それからフランス銀行におきましては、フランス銀行は政府の一般的経済政策の枠組みの中でその任務を遂行するといふふうに書いてございます。

考え方、表現はいろいろございますが、いずれにせよ、この整合性の規定があるからといつて、何も政府が指示をするとか、あるいは政府の政策に完全に金融政策を従属させるというふうな意味では全くございませう。いずれにせよ、よくそこは整合的な関係を保つべきだといふ理念を、考え方を書いておられるわけでございます。各国とも、その考え方は共通しているといふふうに私も思つております。

○益田洋介君 整合性を保つといふことは、当然これは必要でございます。全く政府とか離れた経済政策を日銀が志向するといふことを私は意味しているわけじゃない。ただ、余りに金縛りをつけてしまつては、本来この法案の目的の一つである中央銀行の独立性といふことに若干の懸念が出てくる、そうしたことが保てなくなるのではないかと、そういった意味で喚起を促しているわけでございます。

それから、私が独立性に対して今回の法案が十分であるといふ論点の第二は、業務運営面での政府の過剰介入、このことでございませう。これは法案の第五条、「日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない」、このことになつておられるわけでございますが、そういった規定をする一方で、定款、業務方法書、役員任命、服務、経費会計、監査報告などについては、一々これは大蔵大臣の許可を必要とするという事細かに定めているわけでございます。こうなると、

日銀の政策委員会の権限強化を図ろうとしているこの法案の意味が薄らいでしまふ、政策決定の独立性と日銀の業務運営の自主性とは一体不離でなければならぬと私は考えるわけでございませう。

本来、中央銀行は公権力を背景とするものであつてはならず、市場原理に即した形で運営されていくべきものである。したがひまして、行政府の仕事とはそもそも性格を異にするものであります。こうしたことで許可は行政権の行使の一部だといふふうな、戦時立法であつたから現行法においてはそのうなところになつておられるわけでございますが、そのとらえ方から一歩も抜け出していないではないか、このように私は懸念する次第でございますが、いかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 今回、御審議いただいておりますこの新しい日本銀行法の最も大切な部分は、日本銀行が行います金融政策の決定の自主性、独立性などでございます。しかし、それに限りませう、業務運営についてもできるだけ自主性を勘案するといふことでございませう。

したがひまして、条文を逐条にお読みいただきますとわかりますように、政策委員会が行います金融政策に関する部分については、金融政策の決定が政策委員会にすべて任せられるというものが確保されております。その他の部分につきましては、例えば予算等御指摘いただきましたけれども、それにつきましてもは範囲を限定するとかあるいは認可しないときは公表をするとか、いろいろな形で逆に政府側にかんがりのチェック、縛りをかけてございませう。いろいろな形で縛りをかけて上での日本銀行の業務全体の自主性あるいはそういった独立性といふものを尊重しているという意向は十分に反映されている法案ではないかといふふうには私も考えておる次第でございます。

○益田洋介君 日銀が政府に対して縛りをかけているところとは、この細目からは私は読めないといふところも、第三点に行きます。それは財政赤字のファイナンス、これは三十四

条、日本銀行は「国との間で次に掲げる業務を行うことができる。」と規定されて、財政法第五条ただし書きの規定による無担保貸し付け、それから国の会計に關する法律の規定による無担保貸し付け、三番目は国債の応募または引き受け、四番目は大蔵省証券その他の融通証券の応募または引き受けと。こういったことでは何がどの中で言いたいかと私は私なりの読み方をしてみました。通貨政策を円滑に遂行するといふ意味で最大の障害とされておられるのは政府による中央銀行への公債引き受け圧力である、これは通念としてどの方も存じ上げていることだと私は思います。そして、今申し上げたような大蔵省証券また国債の応募、引き受けを許可しているといふことは、本来そのセーフガードに、防御措置に欠けているのではないか。

特に、ここに書かれている規定とちやうど逆の立場をとつておられるのが欧州中央銀行の新しい規定であります。そこでは公的機関または当該国政府に対する信用供与はかたく禁じられている、全く逆なんです。これ。政府は本来資金の需要者であつて、したがつて資金の需要者が中央銀行を自分の機関銀行のごとく利用して資金の造出者になるといふことは本来許されてはならないと私は思うわけでございませうが、この三十四条を読む限りにおいては全く逆のような形になつておると思へます、いかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 今、御指摘のこの規定は、財政法の考え方と整合的にさせておいたものでございませう。したがつて、ここで認められておられますのは財政法でも認められておる範囲といふことでございませう。それは日本銀行は銀行の銀行という側面もございませうが、もう一面、政府の銀行、政府の国庫を扱う銀行という性格もございませう。そうした性格のものの反映として、財政法の範囲内での規定をここに明示させておいたといふことでございませう。したがひまして、そこで政府が日本銀行に例えば長期の国債を無理に圧力としてはめてしまふ、消化させてしまふと

いうふうなことを意味しているわけではございません。

○益田洋介君 それは、今度は法律の解釈の問題でなく、実務面での運用面での問題だと思ひますので、その辺のかじ取りを誤らないようにぜひ進めていただきたいと思ひます。

四つ目は、中央銀行の独立性の究極の受益者はだれかという議論でございますが、私はこれは中央銀行ではなくて国民である、実際は国民でなければならぬというふうに考えるわけです。

銀行券は、発行者たる銀行の側からすれば国民に対する債務証券であつて、逆にまた保有者である国民の側からすれば中央銀行に対する債権証券である、そういうふうな組み立てに本来なつていなければならぬ。したがって、インフレの状況が生じた場合には通貨価値の減価が当然追隨して行くわけでございますが、そういう場合は中央銀行による国民に対するなし崩しの債務不履行が生じるんだ、そんな考え方が成り立つのではないかと申すわけでございます。

ですから、中央銀行にとって独立性の確保ということとは、同時に国民の負託にこたえる責務を果たすということにもつながります、言つてみればこの二つの事項は表裏一体であつて、本来中央銀行の独立性の論議というのは国民の利益のためという視点で行われなければならない。だから、政府と中央銀行との間の権限争いといった、そういった次元で行われてはならない。今までの議論を拝聴して見ますと、残念ながら政府と中央銀行の間の権限、こういった考え方がされておられますが、私は基本的に究極の受益者である国民の利益という観点から中央銀行の独立性というものを担保していただきたい。そのように考えますが、いかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 御指摘のとおり、これまでの長い間のこの日本銀行法改正のときのいろいろなマスコミ等の取り上げ方が、ともすれば政府と日本銀行との権限争い、あるいは大蔵省と日本銀行の権限争いのようなとらえ方をされて、私

ども大変残念に思つておりました。

それは、先生おっしゃるとおり、私どもの目的としておりますのは国民の福祉の増強、国民経済の発展のためだと思つております。したがって、今の御指摘の点については、究極のこの法案の目的は何か、それは国民のため、日本国の経済発展のためということであるというふうに私も思つております。

○國務大臣(三塚博君) 認可法人といえども国家机关という位置づけが成り立つと思ひます。同時に、その中で開かれた独立性、透明性。透明性は政策決定のプロセスを明示する。そういう点から考えますと、当然にその責任の重大性にかんがみて、総裁を初め審議委員はもとより役員スタッフは全力を尽くしていかねばならぬと思ひます。

究極的には国民の利益、そのとおりであります。国民の利益は、局長も言われましたとおり、まさに国益にリンクしなければなりません。国益という意味は物価の安定による国民経済の安定、国民生活の安心、ここに直結するものと考え次第であります。

○益田洋介君 それでは、論議の視点を最近起こつたドイツの中央銀行と政府との間の論議に移したいと思ひます。

これは、先月二十八日前後に、ドイツの連邦銀行が政府に事実上反旗を翻しているといったこととございまして、それはどういふことかといふことと、財政赤字削減の切り札として与党が予定していた金準備の評価がえを、連銀の政策、予算の独立性を侵害するものとドイツ・マイヤー・連銀総裁が発言していること、御存じだと思ひます。

どうしてそういうことになるかといふと、欧州連合条約、マーストリヒト条約に違反することになる、そしてまた統一通貨ユーロの信頼性を損なう危険性が大きいからだと、こういうことを言つておられるわけですね。連銀としては、コール政権が今至上命題としております通貨統合を実現するための歴史的な低金利政策を続けている状況でござ

いますので、こうした反発を食らうということは政府としては大変な痛手であるというふうにおもうわけでございます。こうした一部通信を受けて、総裁の辞任の噂も流れているようでございまして、ドイツ債券やマルクが一時期市場で大変に売られたというニュースも入つてまいりました。

ちなみにドイツの現在の公定歩合は二・五％、これは九六年の四月以来ずっとこの基準を守つてきているわけでございます。ちなみに九一年では八％、九四年で五・二五％、九五年で四・〇％とずっと下げる努力をしてきているわけでございます。この中央銀行の独立性の主張は、おとついですかコール政権によつて認められて、それで連銀の主張どおり、政府としては帳簿操作のような信頼関係を損ないかねない、そうした金準備の評価がえは取りやめだ。非常に私はいいニュースだと思ひますが、こうしたこともやはり我が国の中央銀行また政府としては十分にいい例として見守つていただきたい、そういうふうに思つてございまして、いかがでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 御指摘の件につきまして、私も私どももなおまだ具体的な詳細について十分な情報を得ていないところがございすけれども、大筋で申し上げますと、中央銀行が保有いたしました金の再評価益を、国庫において九七年度、八年度の赤字の補てん財源として用いるかどうかという点の議論であつたようでございまして、この点につきましては、金そのものは、九九年に仮に欧州中央銀行ができませんといふと、その機会に再評価はされることになるわけでございます。

それに、それを、今度の通貨統合に加入する資格を審査する目的で判断をされる九七年度分の財政赤字の穴埋めに使うということになりますと、この通貨統合参加国の条件判定の点で何か緩い例ができるというところに対する批判が非常に強かつたようでございまして、

私どもの聞いておりますのは、中央銀行と大蔵省との間の話し合いの結果は、九七年度の国庫にそれを納付いたしまして、新しい通貨統合参加の

要件の中にカウントするということはしない、九八年度以後の処置については別途検討をするということですが、方向的には何か再評価されるものでございまして、何らかの形でカウントをされるということに今なっているようでございす。

いずれにしても、それは中央銀行としてはきちつと自分たちの言うべきことを申したように私どもは受け取つております。

○益田洋介君 それでは、我が国の中央銀行の話題に戻りたいと思ひます。

九一年度の日銀の第一勧業銀行に対する審査に關して、松下総裁は二十八日に記者会見をされて、こういうことをおっしゃつておられる。九一年八月から九月期の前々回の日銀審査で、小基ビルディングと小池嘉矩向け融資の調査票が提出されなかつたことが判明した。非常に遺憾である。そして、このことは第一勧業が事実を意図的に隠した疑いがあるとして、同行に対して月内にも報告するよう求めたことを明らかにされている。月内というのは先月ですが、これは実際出たんですか。

○参考人(松下康雄君) 御指摘の第一勧業銀行の件につきましては、昨日、同行から、前々回の平成三年八月―九月の審査におきまして、小池嘉矩及び小基ビルディング向け融資は本来貸出金調査票の提出基準に該当してはいたしたにもかかわらず、これを日本銀行に提出しなかつたこと等の経過説明を受けたところでございまして、

しかしながら、なお、そうしたこととなつた詳細な経緯や、それからその際の内部管理体制面での問題等につきましては、十分な説明が得られませんでしたために、現在追加調査を指示したところでございまして、本件につきましては、そういうことでございまして、同行からの原因調査に係る最終報告を得ました後に、そのリスク管理上の問題点等を分析しまして、内部管理体制も含めましてリスク管理体制全般の一層の強化を促すことによりまして、こういった事件の再発防止に最大限

したがいまして、この今の債務者、問題の債権につきましても債務者の属性の判定等につきましても、何らかこれはそういう情報について相手先からの資料の提供が今後確実に行われることにならうような、そういう取り決めの改善のようなものが必要であらうと思っておりますが、これは事実関係がいま少し明らかになりました後に、そういう点についての改善の方法を考えてまいりたいと

これは、しかし基本的には大蔵省の二回にわたる検査で発見できなかったというところに原因があるであつて、変な言い方をしますと、同じ穴のムジナがつつき合っている、そういうふうな構図に私には見えますが、いかがでございますか。

○政府委員(山口公生君) 今、先生から御紹介いただきましたように、確かに五月二十三日にちょうど第一勧業銀行が決算役員会をやりました、人事もそこで決めたわけでございます。したがつ

いずれにしても、大蔵省のこの検査体制が非常に甘い。二回にわたって検査をしながら不正行為を見抜けなかったというのは事実であります。勸

二つの基準がございまして、国際的な統一基準、つまり海外に拠点を有するような銀行につき

ましては八%、四%、〇%という基準でござい
ます。国内基準を適用するところはそれ以外の銀行
でございまして、四%、二%、〇%でござい
ましたがいまして、例えば国際的な活動をやってい
る銀行が八%を切る、自己資本比率が八%を切る
という段階になりますと、自主的に改善計画を出
していただきます。それを実行しないという命
令を出させていただきます。それがまた不幸にし
て四%を切るような状態になりますと、具体的に
例えば資産の圧縮とか、あるいは新規の業務の制
限とか、あるいは配当についての制限とか、いろ
いろな個別措置の命令を打つということになりま
す。〇%を切るような状況になりますと、いわゆ
る債務超過状態であるかどうかよくチェックしま
して、業務の一部または全部停止ということが命
令できるようになっております。

ただし、その場合におきましても、客観的に見
て回復の余地があるような計画が進行中であるよ
うな場合におきましては、直ちにその業務停止命
令をかけるというようなことはいたさないで済む
ような措置は講じてございまして、いずれにせよ、
そういった客観的な数字でもって行政措置をとっ
ていくというのが早期に正措置の大まかな姿でこ
ざいます。

○益田洋介君 この問題は、金融問題特別委員会
でさんざん議論されたわけでございまして、自己資
本比率をはじき出すのに必要な資産の査定が金融
機関によって行われるというところに問題があ
る。これについては外部の監査法人を入れればい
いじゃないかという議論を今局長がされていたよ
うでございまして、監査法人がまた問題なんだす
ね。だから私は、その点を何でもかんでも監査法
人にやらせればいい、基本的に自己資本比率を決
める資産査定がいいかげんであったり、あるいは
手を加えたものであったとすれば、要するに判定
基準がなくなっちゃうわけですね。あるいは正確に
見られない、この点を私は心配しているわけだ
す。

商法改正では監査役の権限を強化したというこ

とになっているわけですが、監査役会や社外監査
役といった人たちが、このところ企業の不祥
事が発覚するたびに監査役のチェックの機能が働
いていなかったという場合が往々にして見られ
る。ほとんどのケースがそうです。隠ぺいをして
いるわけですね、そういう企業は、隠ぺいしてい
るのは大蔵省だけじゃない、一般の企業も隠ぺい
している。過去には監査役がインサイダー取引を
したこともあったし、五年前に摘発された大手ス
ーパーのイトーヨーカ堂に至っては総会屋の利益供
与を常勤の監査役が現金を渡して行っていた、こ
んな事件もあつたぐらいですから。私は、この検
査体制はまだ十分ではないと金融特で申し上げま
したけれども、いまだにこれは問題が尾を引いて
いるんです。第一勤銀の事件もそう、野村の事件
もそうなんです。この点を本当にしっかりとしな
いといけません。

それで、例えば、おもしろいと言っちゃ失礼な
んですが、興味のあるある調査においては、日本
監査役協会の一千九百九十一社の監査役を対象に
した調査では、企業不祥事が起こる背景として実
にその原因の四二%が監査役の監査が機能してい
ないからだと、こういう指摘があるぐらいです。こ
ことは御存じですか、またはどういふふうに思わ
れますか。

○政府委員(山口公生君) 先ほど資産の査定につ
いての問題点も御指摘いただきましたが、その点
につきましてはいろいろなガイドライン等をして
てできるだけ公平、公正にきっちりやるように努
力したいと思ひます。

それから、償却引き当てについても公認会計士
協会のガイドラインを設けて客観的にやっていき
たいと思つておりますが、さらに大事な点として
外部監査あるいは監査役の使命、役割ということ
の御指摘がございました。この辺の話になります
と、ひとり金融界の問題だけではなくて商法全体
の問題でございまして、今申されました監査
役というものの役割というのがこれから相当重要

になってくるだろうというふうに私も思つ
ておるわけでございまして。

したがって、先般の商法改正におきまして
も、外部監査役を入れるとかいうような改正が行
われております。そういう制度的な整備が行わ
れつつあると同時に、今度は監査役自身の監査の
中身ということが問われてくるし、問題になるだ
ろうというところは先生の御指摘のとおりだとい
ふふうに思ひます。

○益田洋介君 余りいろいろな事件が頻繁に起
るものから、大和銀行のニューヨーク支店の
事件、また現地法人事件なんというのはいくら
過去のことのように思われるかもしれませんが、
でも、この事件で一番注目されたことは、事実が
発覚した後のアメリカの当局が大和銀行に科した
科料です。これはこの違法行為に対して一日当
り十萬ドル、あるいは検査妨害といったことを勧
告した一日十萬ドル、十年間にわたって行われて
きたということと実には三億四千萬ドルという大
多額の罰金を科して、司法取引で大和銀行はこれ
を了解して解決して、そしてアメリカから撤退し
た、こういったことがあつたわけでございまして、
日本の場合はいかかかといひますと、虚偽の報
告や検査を拒んだ場合、これは銀行法の六十三
条でございまして罰則を含めて罰金刑だけ、しか
も五十萬円以下、これでは全然比較にならない
んじゃないですか。やっぱり法律を変える必要が
あると私は思ひます。法務省来ていますか。

○説明員(菊池洋一君) お答え申し上げます。
今お尋ねの点は検査等でございますので、これ
は直接法務省の所管でございますが、商法の
立場から申し上げますと、御指摘のとおり、い
わゆる総会屋絡みの事件がなかなか後を絶たな
いということがございますので、私もいたしまし
ては罰則の見直し、強化といったことにつきま
して真剣に検討をしてみたいというふうに考
えております。

○益田洋介君 今も真剣にとやられても困るん
で、これはぜひ早急に、可及的速やかに立法措置

をとってもらいたい、このようにお願いしてお
きたいと思ひます。

それからもう一つ、この検査に關してござ
います。昨年、当時の連立与党が金融機関の職員
を対象として特別わいの罪の新設などを検討し
た。金融犯罪の罰則強化の検討を真剣に行つて
いたところ、大手都銀などの反発を食らつてこれ
が頓挫してしまつた、この案は、表に出ることは
なかった。こうしたことが伝えられていますが、
この点についてはいかがでしようか。

○政府委員(山口公生君) 与党の方でいろいろ
な御議論でございまして、私、詳しくその辺は
承知していませんが、そういったいろいろな刑
罰についてのお話があつたやに聞いております。
○益田洋介君 連立与党がしないんだつたらば新
進党が案を出してもいいと思ひます。

それから、八二年の商法改正に關してですが、
この時点での総会屋の数はいかにあつたか、
そして現在はいかにいかに、活動状況はどう
なのか。それから、商法の改正によつてつづれた
のは、廃業したのは弱小の総会屋だけであつた
と。したがって、総会屋と企業とのおおむね基
本的な構造は変わっていない、こういうふうにも
言われていますが、この点はいかかですか。

○説明員(中林英二君) お答え申し上げます。
まず、警察ではいわゆる総会屋につきまして
昭和五十七年、お尋ねの商法改正がございま
したが、その当時約六千八百人の総会屋等を把握
しておりました。平成八年末現在でござい
ますが、約一千人の総会屋の勢力を把握して
おります。このうち約九十人が暴力団の構成員
または準構成員であります。このほか、かなり
の者が暴力団と何らかのつながりをするものと
見られております。

総会屋につきまして、私も現状について申
上げますと、最近の総会屋等をめぐる情勢につ
きましては、株主総会の会場における検査事
案の発生がここ三年ほどないなど、表面的には
平穏に推移をいたしておりますけれども、総会屋等により

ます企業訪問、これは依然として継続しておりまして、こういったものにつきましては十分な関心を持ってその動向について見守っているところでございます。十分監視を行っております。

今後とも、総会屋等の動向につきましては十分な関心を払いながら、商法違反その他の不法事案、これを檢舉するとともに、企業との連携を一層強化いたしまして総会屋等の排除を徹底してまいりたいと考えております。

○益田洋介君 終わります。

○鈴木和美君 私は、たぐさんの委員から御質問があった中で、我が党として三つの問題について確認の意味でまずお聞かせをいただきたいと思っております。

その第一点は、一昨日の質問におきまして、私は日本銀行と政府とが意見交換を十分に行うことは重要であるが、その結果としてさまざまな情報関係者から外部に流れるようでは困る、日銀では情報管理、マスコミ対応に十分注意してほしいということをお願いしました。これは議事要旨及び議事録をきちんと公開すること、それを前提にしてこうした正規のルート以外の面では情報管理をきちんと行っていたいただきたいことを述べたのであります。

そこでお尋ねします。まず、第十九条では、大蔵大臣や経済企画庁長官、またはそれぞれの指名する職員は、必要に応じて金融調節事項を議事とする会議に出席し意見を述べることができ、また議案を提出し、議決の延期を求めることができるのとされておりますが、こうしたことも公表される議事要旨や議事録に盛り込まれるのかどうか、日銀総裁にお尋ねいたします。

同時に、それらが議事録要旨に盛り込まれるというのであれば、大臣を初めとする政府からの出席者についても議事要旨が公表されるまでの間は守秘義務があると考えてよいのかどうか、お尋ねいたします。

○参考人(松下康雄君) お尋ねの点につきまして、金融制度調査会の報告におきましても、政府

と日本銀行の「金融政策に関する意見が異なった場合に政策の整合性を確保するための明確かつ透明性の高い仕組みを用意する必要がある。」とされているところがございます。

議事要旨や議事録の公表というものはまさにこうした透明性の確保のための大事な仕組みの一つでございます。こうした制度の趣旨にかんがみますと、政府代表が出席をいたして意見を述べた場合には、これは当然議事録に記載されることとございますけれども、議事要旨の段階でも記載することが求められているものと理解をいたしております。

○政府委員(山口公生君) 委員のお尋ねの後段の点でございますが、政府からの出席者につきましては国家公務員法等に基づく守秘義務の規定の適用を受けるものでございます。

ただ、この場合、例えば政策委員会が決定され、議長等によって記者会見が行われるような事項や公知の事実、事項につきましては、政府からの出席者が対外的に言及することは容認されるものと解されますが、いわゆる守秘義務の対象となるような秘密に当たると解される事項につきましては、守秘義務を踏まえ適切に対応すべきものというふうな考えでおります。

○鈴木和美君 よくわかりました。二つ目の問題は、ただいまも触れましたように議決延期の問題でございますが、日銀総裁はこれまでの答弁で、議決を延期することを求めることができることは最終的には政策委員会がその採否を判断する仕組みの中で独立性を損なうことはないかと述べられたし、また大蔵省も、他の委員の答弁と同様の趣旨はよく言われているところでございます。だとすると、わざわざ議決の延期の求めを別個に定めたのは、なぜ定めたのか大蔵省にお尋ねしたいと思います。

同時にまた、この規定のモデルとなったと思われるドイツでは、議決の延期に関する規定を廃止する動きがあると今答弁がなされているようにございます。日銀としては、なお改正法案はグロー

バルスタンダードに照らして問題はないと思っ

ているのかどうか、この点もお尋ねしておきたいと思

います。

○政府委員(武藤敏郎君) まず議案提案権でございます。第一に掲げられた事項、これはすなわち通貨及び金融の調節に係る事項でございますが、これに

関係するから提案し、政策委員会の判断を求める場合に行使される権限でございます。これに

対しまして議決延期請求権は、政府として、政策委員会の議題につき一定の期間の検討で

あります。あるいは政策委員会に対して十分な説明を行う機会を確保するために政策委員会の御判断自体について一定の期間の延期を求めるものでございます。またその延期を求めるとい

独立性を損なわれるおそれはないであろうと考え

ているところでございます。

○鈴木和美君 その点は、説明はそれでわかりま

すけれども、いずれにしてもドイツでも余り適用

されたことはないわけでしょう。請求権であろう

と要請権であろうとですが、言葉はどうでもいい

んですわ、つまり同じようなもんなんですわ。だから、

恐慌といった緊急時に政府に指示権を認めることにつきましても、危機管理の観点から有意義と考えられる一方、その要件が厳格でない場合には政府の指示権の乱用が懸念されるとの意見や、日本銀行の緊急時の対応については政府全体の危機管理の一環として考えることが適当といった御議論がございました。金融制度調査会では、緊急時の指示権につきましても、こうした御議論を考慮し、今後とも政府全体の危機管理のあり方も踏まえつつ、さらに検討することとされたものでございます。

○参考人(松下康雄君) 日本銀行におきましては、従来から、天災等の緊急時におきましても、銀行券の供給や資金決済など金融経済活動のインフラとも言えるような中央銀行業務は円滑に行えるように十分の備えをしておいてまいりました。

例えば、人員面におきましては、本支店を問わず災害対策要員を任命しておきまして、緊急時の要員確保を行っておりますほか、システム面におきましては、府中市にある電算センターが災害等によつて機能停止に陥るような事態があらましても対応できるように、大阪支店の中にバックアップセンターを設置いたしております。また、銀行券の供給体制につきましても、近隣店からの応援等によりまして、緊急時でも支障を来すことがないように備えております。二年半前の阪神・淡路大震災におきましても、私どもの神戸支店は、近隣店からの応援で要員を確保すること等によりまして、業務を停止することなく銀行券の供給や資金決済等を円滑に行うことができた。この経験を踏まえまして、さらにその内容は一層整備したところでございます。

日本銀行としましては、今後も緊急時に備えた対応には万全を期してまいりたいと考えております。○鈴木和美君 ただいま三つの問題について確認をさせていただきましました。ありがとうございます。さて、その次の問題は、日銀の金融政策の問題について若干お尋ねしたいと思います。日銀の金

融政策は、公定歩合の操作、それから公開市場の操作、そして準備率操作、この三つが大きな手段であると言われていたと思うんです。とりわけ、私は、この準備率操作ということがどういう意味合いをなすのか、この内容について若干の説明をいただきたいと思ひます。

○参考人(松下康雄君) 初めに、この第一と第二につきましても簡単に申し上げますが、私どもが第一に行つております公定歩合の操作でございますけれども、これは、日銀が取引先の金融機関に対して貸し出しを行います場合に適用する金利のことでございます。現在では、以前のように公定歩合の変更が金融機関の預金金利や貸出金利を直接に変化させるという規制の仕組みはなくなつておりますけれども、私どもの公定歩合を要するものと、それは金融政策スタンスの重要な変更について国民の各層にわかりやすくアナウンスするという重要な役割を持っておりますので、こうした機能は、金利自由化が誕生いたしました現状でも変わっていないと考えております。

第二に、公開市場操作でございますが、これは、市場の金利を適切な水準に誘導するために日々の金融調節の一環として、市場において手形や債券などの売買を行うこととございます。金利自由化の完了に伴いまして、金融機関の預金金利や貸出金利も市場金利に応じて変動するようになりましましたので、独立した金融政策手段としての公開市場操作を通じて市場金利誘導の機能は強化をされております。日銀の金融政策におきましても、それが長短のさまざまな金利に波及することを通じて経済全体に影響を与えるという重要性を高めているところでございます。

第三に、御指摘の準備率操作でございますが、これは、準備預金制度というものがございまして、市中の金融機関等に対して、自分の持っている預金の中の一定の割合を中央銀行に預け金という形で保有させるという制度でございます。この制度におきまして、預金に対する一定の割合というものを上げ下げするのが準備率操作でございます。

います。準備率を変更いたしますと、金融機関が預金の中から貸し出しを行うその信用をつくり出す能力というものに影響を与えて、これがひいては経済全体に影響を及ぼすものでございまして。

近年、我が国も含めまして主要の先進国では、金融政策の運用上、準備率操作を用いる頻度が減少いたしておりますけれども、しかし、依然としてこれが有効な金融政策手段の一つであることに変わりはないというふうに考えております。

○鈴木和美君 詳しく御説明いただいております。ありがとうございます。

私は、公定歩合の方と公開市場の方は別にして、きょうはこの準備率の方だけに集中をさせていただきます。きょうは、この準備率の導入にいたしましたのはアメリカでございます。御承知のように、アメリカの中央銀行は連邦準備制度と、準備という名前がついておられますが、これでもわかりたいだけましますように、アメリカの中央銀行が導入をいたしました。

ただ、第二次大戦後には、欧州におきましても、また我が国におきましても、金融政策の手段として各中央銀行が相次いで導入をいたしました。今日に至つては、アメリカの中央銀行が導入をいたしました。

○鈴木和美君 諸外国においても、そういう制度があることは私も十分承知しておるわけでございしますが、いみじくも今總裁がおっしゃったように、この準備率を調べてみますと、公定歩合操作ほど頻りに活用し動いてはいるわけではないんですね、これ。九一年十月に変更されたままじゃないでしょうか。

ということば、準備率操作の金融政策としての有効性が必ずしも高くないということの意味を意味しているんじゃないですか、これは。確かに、信用度

ということとは十分関連しますけれども、実運用されていらないということであるならば、有効性は必ずしも高くないというように理解していいんじゃないかと思ひますが、どうですか。

○参考人(松下康雄君) 御指摘のように、我が国を含めまして主要先進国では、近年、金融政策の運営に当たりまして準備率操作を用いる頻度が減少をいたしております。その背景としましては、金融の自由化が進展しますとともに、ほかの金融政策手段、特に日々の金融市場調節を通じてした政策運営手法が発達をし、よく用いられるようになってきたということが挙げられるように思ひます。

しかしながら、だからと申しまして準備率操作の有効性というものが低下したということではないわけでございます。準備率操作を行つた場合の金融に及ぼしますいろいろな効果というのは、やはり今日におきましても依然効果的な金融政策手段の一つでありますので、私どもとしましては、今後とも必要がある場合には金融市場の調節に加えて、この操作を今後も活用する余地は十分にあると考えております。

同時に、準備預金はまた金融機関のそれぞれの資金繰りの中のクッションという形の意味を持っております。これが金融市場におきまします短期金利の乱高下を防いでいるという効果もあると考えられます。そういった意味でも準備預金制度そのものの重要性には変わりはないと考えております。

○鈴木和美君 これから国際的な競争が激化していくわけでございますから、物の考えとして国際競争時代に金融市場間の競争が激しく行われるときに、準備金という準備率というのか、これが高いということば、ちよつと信用が薄いということに逆につながつていくんじゃないですか。つまり、自由競争の中では準備率が高いということは競争に不利じゃないのかというように考えるべきだと私は思つてはいるんですが、その点はいかがですか。

○参考人(松下康雄君) 準備率自体につきまして、これが信用の判定上マイナスに働くという要素は大きくないというふうに考えますけれども、また他面におきまして、これは金融制度調査会の答申の中におきまして、「金融政策の主要手段のひとつである」という位置づけは行っており、日本銀行の準備率の設定に当たっては、民間金融機関の負担にも十分配慮した水準とするところが適切である」という御指摘もありません。

同じ答申の中で、「金融システム改革の進展に伴い、準備預金制度の金融政策上の重要性や金融機関の競争力への影響等を考慮し、将来的には、準備預金制度全体につきそのあり方を検討していくことが考えられる」というふうにされたところでございます。私どもとしても、準備率の設定に当たってはこれまで金融政策の必要に応じながら水準を決めてきたのでございますが、その際にもこの金融機関の負担という点には十分配慮を払ったつもりでございまして。

前回は、御指摘の九一年十月に準備率の引き下げを行っておりますけれども、そのときには金融機関の準備預金負担はそれまでに比べて約四割方の軽減になっております。さようなことでございまして、私どもとしては、準備率の操作に当たりましては今後とも金融機関をめぐる環境変化も十分に踏まえてその運用を図ってまいりたいと考えております。

○鈴木和美君 今の議論と関連して大蔵省にお尋ねいたしますが、この準備預金制度については、今回の日銀法の改正の一環として準備率の設定、変更等にかかわる大蔵大臣の認可制というものが廃止されたわけですね。これはいかなる理由ですか。

○政府委員(山口公生君) 現行の日本銀行法は準備率の設定、変更等は政策委員会の権限として規定されておりますが、別に準備預金制度に関する法律というのがあります。そこで準備率の設定、変更等には、今御指摘のとおり、大蔵大臣の認可が必要とされているところでございます。

今回、御提案申し上げております日本銀行法の改正によりまして、日本銀行の金融政策の独立性を強化するとしておりますが、先ほど総裁からのお話にありましたように、金融政策の重要な柱の一つでもあるという観点からしまして、金融制度調査会の答申をも踏まえまして、その観点から準備率の設定、変更等についても大蔵大臣の認可を廃止するというふうにいたしましたわけでございます。

○鈴木和美君 もう一度総裁にお尋ねいたしますが、だとすると、その金融制度調査会の答申というの、今御紹介がありました、そこにはこう書いてありますね。

最近の主要国の動向を見ると、以前ほど準備率操作は利用されていない。準備預金の負担はノンバンク等に比べて、預金取り扱い金融機関の競争力を下げる可能性があり、国際的にも金融市場間の競争においても準備率が高いと不利になるとも指摘されており、将来的には制度全体のあり方について検討すべきである、こういう指摘があるわけでございます。したがって、今独立性、中立性の観点から認可を外したというのであれば、これは日銀のこれからの対応の仕方というのは私は重要になってくると思うんです。

そこで、金融ビッグバンを控えまして、金融機関の負担軽減の観点からこの制度の改廃も含めて、そういうものを視野に入れてこれからの方の方を検討すべきじゃないかと私は思うんですが、総裁の見解をもう一度お尋ねいたします。

○参考人(松下康雄君) ただいまの金融制度調査会の御指摘の中に競争力の点の指摘がございまして、我が国の預金準備率の現状は、九一年の率の引き下げによりまして、諸外国と比較いたしますと現状は最も低い部類の一つに入っております。

私どもも、各国における準備率制度の今後の運用等も見ながら、また我が国の金融市場の公開市場操作等の今後の展開というものもあわせ考えながら、この準備預金制度につきまして改善を図る

余地がないかどうか、これは見てまいるつもりでおりますけれども、現状はそのようなことでございますので、一つの私どもの金融調節上の有力な手段としてこれを持つていたいと思っております。

○鈴木和美君 ぜひ、この問題については日銀の金融政策の重要な三つの柱ではございますので、これから恐らくこの問題が国際的にもまた問題になってくると思えますから、十分対応していただきたいと思っております。

もっと別な質問があるんですが、きょう私は総裁の答弁を聞いておりました、ちよつと意外だなと思つたことが二、三ございまして、聞かせていただきたいと思うんです。

午前の部で河本先生が御質問なさつた日銀の交際費という問題についてですが、どうも私は釈然としません。総裁の交際費というのは幾らあるんですか、本当のところ。

○参考人(松下康雄君) けさほどお答えをいたしましたのは、会議費の予算でございまして、総裁の交際費といふものは、半期の予算として千五百万円を計上しております。

○鈴木和美君 午前のお話では、三千万があつて何にお使いになつたんですかと聞いたら、九州の会議でそのお金を使いましたと、そういうことですとお答えになつたわけですね。交際費は幾らあるのかと言つたら三千万で、それは九州の会議のところに使いましたと答弁なさつたから、あれと思つて、大体国際会議なんというのは会議費でしやう、交際費の中で会議をやるんですか。

○参考人(松下康雄君) 午前中にお答えをいたしましたのは会議費でございまして、本年の予算額は一億円ございまして、会議費でございまして、福岡の国際会議に使用いたしましたわけでございます。

ただいまの御質問の交際費は、これは総裁及び役員の方でございまして、これは会議費と別でございまして、年間半期で千五百万円計上しているところでございます。

○鈴木和美君 千五百万というのは、半期ということでは六カ月ということですか。六カ月で千五百万、そういうふうな理解していいですか。

○参考人(松下康雄君) さようでございます。

○鈴木和美君 私も国務大臣をやつた経験があるんですが、三塚大臣は何ぼ交際費あるかわかりませんが、大臣なんか余りないですね。いや、本当にないと思うんです。大臣室でビール一杯飲むぐらいの話でございましてね。それにしても随分多いんじゃないかなという印象を持つております。けれども、それは、外に出ていって外国の要人とも会つたりするときはあるんですよ。けれども全体から見ると、どうも日銀全体のこの予算の組み方と、私は全部予算を見てい

わけじゃないものですか、ちよつと甘いというところがあるんじゃないかなと思うんですが、総裁自身が就任されて、今までいろいろやってきた中で、これはどういふ感じを持たれますか。

○参考人(松下康雄君) 交際費でございまして、必要がございすれば使用いたしますけれども、特に必要がなければそれは余ることもございます。これの枠の中に常につばいにあれをすません、交際費を公式使用するというものでもござい

そういう点から申しまして、私も、日銀の性格は、一方では公的な機関であるという性格がございまして、同時にまた、日常の仕事におきましてはマーケットに入つて金融機関と取引をする、そういうことを通じながら業務をやつていくという性格もございまして、そういう点では官庁と同じような交際費でちよつと十分な交際がいたせないということもやはりぐあいが悪かろうと思つております。

日銀のことでございますから、むだ遣いをしていふとは思いませんけれども、これまでに長年の間、実際に業務をやつながら、このあたりが適正かというのを感じて予算に計上し、大臣の認可をいただいていたんだと思いますが、こういう時世でございますし、また、今回法律改正の機会も

でございますので、今後どのように本当に必要なものであるかということは私自身も見てまいりたいと思っております。

○鈴木和美君 私、一昨日も申し上げたと思うんですが、高いとか低いとかということは、一般的に高いと言ふと数字のことを言いますけれども、必要があるならば必要があるようにきちっとすればいいんですよ。

それは総裁、幾らそう言ったって、日銀だって消費会計なんですよ。予算が回れば余らせるなんてありつけないですよ、そんなこと。予算をもらったら使っちゃうのが役人のもうすべての世界なんです。だから、そういうふうな世界に、余りきれいなことは私には言わない方がいいと思うんですよ。けれども、使わねばならぬことは使わねばならぬというところで、そこに透明性というものを私は発揮した方がいいという意味で申し上げているんですよ。ですから、仕分けにしても、そういうものをきちっと私にしろというと思うんです。きょうは質問しませんが、いずれ総括のところでもやらないかと思うんですが、どなたかやってくれるかなと思って私じつとやらなかったんですが、ちよろちよろと言っております。

私は、次の問題として、ゴルフ場の問題について聞かせていただきたいと思うんです。どういうことを聞きたいかという、ぜひこの委員会に出してもらいたいんですけれども、日銀が所有するゴルフの会員権の数と場所について、公式に委員会に提示されたことはございますか。

○参考人(松下康雄君) 衆議院の大蔵委員会におきまして御質問がございましたので、委員部の方と相談をいたしまして、その御質問のときには手元に資料がございませんでした、後刻御質問をなさった委員の方にお届けをしたということでございます。

○鈴木和美君 それでは、改めて委員長にもお願い申し上げておきますが、日銀から次のような資料を提出していただきたいと思うんです。

外国をも含めたゴルフ場の個別の項目について、カントリークラブの名前を入れて、これをまづ提出してください。

同時にそのときに、名義人はだれになっているかというのをに入れてください。法人なのか個人なのか。まあ大抵支店長というのが役でついているようなものかもしれませんが、もしもね。

三つ目は、全く個人名になっているところがあるはずですね。私が耳にしているだけで九カ所か十カ所くらいあるらしいと思うんですが、正式に見たことはないからわかりません。

それからそのときに、購入した金額と現在の価格、この四つを並べたものを一覧表にして出したい。だくと大変わかりやすいんですが、いかがなものですか、出していただけますか。

○参考人(松下康雄君) ただいまの数字は、委員会に対する御提出でございましたらば、委員会から御指示をいただければ、これを提出いたします。

ただ、購入した金額は、戦後間もなくとか、そういう非常に古いものが中に幾つかございますので、ちょっと詳細判明しないものがあるいはあるかもしれないんですが、できるだけことは用意できると思っております。

○鈴木和美君 私は委員長にお願い申し上げます。私一人がもらつてみたつてどうにもなりませんから、皆さんによくわかるようにする意味で、委員会として日銀に資料提出を要求します。委員長からお願いします。

○委員長(松浦孝治君) 理事会において相談して処置をしたいと思ひます。

のか、明確でないんですね。そういう点について次回また質問させていただきます。

○千葉景子君 私も前回、日銀の独立性などを中心にいたしまして質問させていただきましたが、それに引き続きまして、少し整理しながら御質問をさせていただきますというふうに思ひます。

ちよつとこういうことを言わせていただくと、何かこういう審議の場で大変恐縮ですけれども、二人三脚というのを思い浮かべていただきたいんです。二人三脚。私も祝いの席などでスピーチをというのを聞いた際に、二人三脚というのを力を合わせて二人でお幸せに頑張ってください、さういふよく例えに使われるんですね。

でも、実は二人三脚というのは下手をすれば一緒にこけてしまふ。二人でそれぞれ足を踏ん張って歩いていけば、そして心が通じ合つていけばいいとおかしいですけれども、そうすれば一人がこけたときに一人がまた引き起こすと、こういうこともできるのではないかと。そういう意味では、二人三脚というのは大変結構ではあるけれども、大変危険も大きいと、よくこういう話をさせていただくことがあるんです。

今度の日銀法の改正についても、私は若干そういう思いをいたしているわけです。これまで確かに日銀が、実質的には局長からいろいろ御答弁をいただいておりますように、できる限り独立した自主的な運営ができるようにと、そういう配慮をしてきた、法律の上ではなかなかそれは明確になつていなかったけれども、そういうことに配慮しながら実際に運営、運用をしてきたと、こういうお話もいただいております。

しかし、この間のいろいろな政策運営、こういうのを見ておきますと、皆さんからいろいろ御指摘がありましたパブルの発生やあるいはそれをまたしたいろいろな金融財政政策、これらの背景を見ますと、二人三脚でお互いに足を縛り合つて歩いていたものだから、いざとなつたら何か一緒にこけてしまった。しかも、こけた理由がど

うもひとつ、どっちが足を引っ張つたんだか、どっちが先にこけたのやらよくわからないと、何かそんな感じがしないでもありません。

そういういろいろな反省も含めてということでありましよう。今回は、これまでの自主的な運用ということも含めて、制度としても明確に日銀の金融政策の運営の独立性を規定して、そして責任を持って、これもこけたらやっぱり日銀がそれだけの大きな責任も感じてもらうんだと、こういうことも含めて独立性というのをきちっと明確にしていこうじゃないかと、こういう大きな理念だと思います。

しかし反面、独立であると言つても、いろいろな御指摘がありますように、大衆公共的な、公共性の強い、そして国民からいろいろな財産を預かるそういう立場にもあるそういう機関でございます。そして、きょうこの点をもうちよつと詰めてお聞きしたいと思つておられるんですけども、確かに国の経済政策全般ともかかわりを持つていて、全くこれは無縁だということには確かにいかないだろうというふうに思ひます。

そういう意味では、独立だとは言つても、何かたがぶつと飛んでいつちやつたようなそういう意味を言っているのではないだろうと。しかし、その基本的な理念でもある金融政策の独立した運営、そしてそのきつと責任を負つていくと。こういうものに対して、どこまでその運営を阻害しないような形で公共的な側面を担保していくんだらうか、あるいは局長が常日ごろよくおっしゃるんですけども、行政という意味でどこまで政府などが関与をしていくべきなのか、こういう問題が私はどうもいま一つなかなか整理されてないような感じがしているわけです。

これは私の視点でございますので、そういうところを頭に置きながら、きょうは何点か、少し逐条的にならうかと思ひますけれども、お尋ねをし

ます。法律というのは重いだけではないわけではなく、やはりできる以上は、それがそれぞれどういう意味を持つて、そして今後どういうことが使われ方を本当にしていけるのか、そういうことをきちんとしておいてこそ初めて誤解もなく、そして安心して独立した運営をしていくことができるんだらうというふうに思っていますので、ぜひそんな観点を頭にちよつと置いていただきたきながら、少し議論をさせていたいただきたいというふうに思います。

そこで、冒頭なんですけれども、これはこの間久保委員の方からもございました。私もその独立性というのを考えましたら、確かにこの法律案でははつきり言われていないんですね。自主性という形では、例えば三条には「日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならない。」と、こういう文言が使われておりまして、それから五条でも「法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」と、こういうことがございます。確かにこの間の御答弁で、独立性という言葉を法的に一体何からの独立だという議論が起るのでも、こういう御発言もございました。そう言われるとそうかなという気もするんですけども、ただ、やっぱり言葉として、独立であるということと自主性を尊重するということは、どうもその意味というのは違ふんじゃないかという気がするんです。

独立というのは、システムとしてもきちつとしたところから支配されない、そういう構造を持つていてというところを意味するでしょうし、自主性というところの枠の中で自分の頭で考えたりすることを尊重するよと、そういう何か一定の枠をはめられた中で自主性というふうなニュアンス、こういうものが考えられるわけですけども、これは余り議論してもなかなか答えの出るというものではないというふうに思いますので、私の感想として述べさせていただきます。

の独立性というのは個々のこの法律の、あるいはこれから運営されるであろうシステムの一つ一つの構造がどう組み立てられているか。そういうこととで本当に、独立性というのが言葉にはないけれども、実質的に担保されていると言えるというところを証明することになるんだらうというふうに思っています。そういう意味で、独立性という言葉がきちつと法律的にも明確になっているというところが私は望ましいと思いますけれども、少なくともそれが難しいということであれば、一つ一つのこれから指摘させていただくような点で本当に独立性というのが十分に担保されているのかということをし少し検証させていただきたいというふうに思うわけでございます。

さて、そのまず第一点でございますけれども、独立性を持つ、それによって金融政策を十分に適切に運営をしていくことになるんですが、常々言われていきますように、だけれども行政の一部といえますか、大きく見れば全くの民間の一機関というわけではないわけですね。その意味で、中央銀行である日本銀行がいわゆる認可法人として位置づけられている、この意味というものはどういうことでございましょうか。

行政というのを強調すれば、極端な話ですからこれは私がそう望んでいるというわけじゃないんですけど、例えば大蔵省の金融部門と考えるとすれば行政権の執行という意味では一番極端な、極端なというかわかりやすい構造になるわけですからけれども、やっぱりそういう構造にはない。その独立性と自主的なそういう運営あるいは経済運営、そういうことを考えたときに、認可法人という性格づけがされているのだからというふうに思うんですけども、この点は今回の法律の中でどういう意味を持つてくるのでしょうか。

○政府委員(山口公生君) この日本銀行法の持った側面の一番奥深いところの議論だと思つていただきますが、その独立性の議論、それとのかかわりでの公的な側面の調和というところでござい

そこで、今御指摘の、その観点からの認可法人云々という話でございますが、これはちよつと歴史的に振り返ってみる必要があると思つたのでございます。実は、日本銀行は明治十五年に、一八八二年でございまして、国及び民間が株主となって設立されております。それでその際日本銀行条例、これは太政官布告という非常に古いものでございまして、この二十三条で、「定款ヲ作り政府ノ許可ヲ受クヘシ」というふうになっております。したがって、認可法人とは、特別の法律により設立され、かつその設立に関し行政庁の認可を要する法人というものでございまして、日本銀行はそういう設立の経緯から認可法人とずっとされてきたわけでございます。

明治十五年から三十年間の期限で日本銀行は設立されました。明治四十五年に一回期限が切れまして、もう一回延ばして昭和十七年と、そこで法律が要るんだというところで、いわゆる現行の日本銀行法という形になっております。その間ずっとこの法形式は変わらないう。しかし、戦前は株主總會という形でございまして、十七年以降はこういつたいいわゆる株主権という形ではなくて出資者という形で、しかも出資總會というの存在しないという形になつておるといふ法的な性格づけがなされております。そういった歴史的な経緯があつて、それで認可法人という形になつておりますけれども、性格からいいますと、業務の公共性からいって特殊法人的存在というふうに言われております。

〔委員長退席、理事石川弘君着席〕

それは、広い意味で認可法人も入れたということの概念として受けていただきたいと思つたのでございまして、この性格につきまして金融制度調査会でもいろいろ御議論ありました。しかし、特段この位置づけが金融政策の独立性を確保する上で支障がないという結論になりました。この認可法人という現在の法的な位置づけのままで構わないというふうな御結論をいただきましたので、このままの姿での御提案を申し上げております。

したがって、法的な性格そのものからいいますと、広い意味の行政の一部、しかし、かといつて行政そのもの、政府の中の一員という形ではございませんので、認可法人という形です。それは歴史的な経緯からしてそうなっていると。しかも、ちよつとつけ加えさせていただきますと、五五%が政府で四五%が民間が保有している、こういう姿でございます。

○千葉景子君 この認可法人であるということによる要件というが、認可をするということ自体は要件ですけれども、じゃ認可法人だからこうあらねばならないとか、政府がこういふかかわりをする必要はないかというところは、この認可法人であるがゆえの何か条件はございますか。

○政府委員(山口公生君) 認可法人は、先ほど申し上げましたように、特別の法律によつて設立され、その設立に関し行政庁の認可を要する法人、つまり認可があつた法人、こういうことでございまして。認可法人であるからという形からいいますと、設立が認可行為によつてきたというところでございまして。例えば、法律によつて設立まで書かれたものは今特殊法人という形に分類されておりますけれども、そういった設立行為に着目して今分類されておるわけでございます。

○千葉景子君 ちよつと確認をさせていただいたのは、認可法人であるということと、それからこの法律にいろいろな条件が書かれていふわけですから、直接には関係がないというふうな考えでよいというふうな受けとめておきたいと思つてます。

そこで、次にお聞きするんですけども、先ほどもちよつと御議論がございました。やはり最大限政策運営の独立性を尊重しなければいけないというところ、それから、かといつて政府全体の経済政策というふうな、そういうものとは全く無縁ではない。そういうところの調整といふすか、その橋渡しの条文というのが多分この四条ということになるんだらうというふうに思つてます。「常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通

を図らなければならない。」「こういうことが書かれております。わかるんですけどもね。実際に自主的な政策運営を阻害しない形で、それも尊重しながら、しかし連絡を密にし、十分な意思疎通を図るといのは、具体的には例えばどういうことを実際には行われるというふうに考えればよいのでしょうか。

これは、例えば政策委員会への政府からの出席のような形である意味では具体化されていると思うんですけど、一部、多分それが一つの形であろうというふうに思うんですけども、これ一般的なこういう規定がございまして、先ほど御指摘ありましたけれども、これは下手に使われるとやっぱ自主性、独立性を阻害する、いつも口を出して、そういうことにもなりかねないわけですし、その点についてはどういふことをお考えになっておられるか、お答えいただきたいと思っております。

○政府委員(武藤敏郎君) 一般的な連絡を常に密にするという観点から現にいろいろなレベルで意見の交換をやっております。

【理事石川弘君退席、委員長着席】

一番はつきりしておりますのは、例えば月例経済報告に関する関係関係会議というのがございまして、ここには日銀総裁が常に出席されて月一回開かれております。それから、今度は事務当局間でも意見交換を行っております。それは関係部局でそれぞれ行っているという意味で、いろいろなレベルで議論を行っております。そういう意味では別に法律に基づいて何かということじゃないわけでございますが、日々の接触の中での意見交換が行われていると。あと、恐らくこの規定をもとに、政策委員会への政府の出席とか、そういうものが法定化されているものではないかというふうに理解しております。

○千葉景子君 ぜび、私も全くお互いに意思が通っていない形であって、経済が進展をしていくということにはならないだろうと思っております。これはいい意味で、お互いの政策議論を活発に行うと

いう意味で運用されるように期待をしたいというふうな思っているところがございます。

それから、これと同じように第五条というの「その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない」と、これは当然のことであらうというふうな思いをしますし、その際にやはり自主性を尊重せよ、という形になっております。

これは、業務のやり方内容といいますが、それに着目をした規定と考えてよろしいんでしょうか。あるいは前回ちょっと局長の御答弁では、やはり日銀が通貨発行などによって運営をされるという意味で公共性であるし、行政の一部というか、そういうようなニュアンスもありました。うな気がするんですけども、これは要するにその業務の公共性といましようか、あるいは日銀の存在の公共性、そういうことを背景にした趣旨と考えてよろしいでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 今御指摘の、業務の公共性という点のよって立つゆえんのようなものは、二つぐらいあるのかなと思うわけでございまして、

一つは、日本銀行の業務が日銀券の独占的発行が認められておまして、それは公的性格が高いということになるわけでございまして。また、その運用いかんによつては、取引先金融機関の損益に直接影響を与え得るということもあるわけでございまして。したがって、業務運営に当たりましては、当然のことながら、恣意性があつてはならないし、そこに適正、中立という要素が求められるわけでございまして。それが一つの公共性だと思えます。

もう一つの側面は、私が前に述べましたように、日本銀行の利益の大宗が日銀券の独占的発行権からくる、つまり発行益からくるものでございまして。したがって、その日本銀行の財産の公共性というものが極めて高い。そういったものを使いながら業務を行うわけでございまして、そういった観点からもやはり適正かつ公平かつ効率的にとい

う公共的な要請が出てくるのではないだろうかと思つてございまして。したがって、第五条については業務の「公共性にかんがみ、適正かつ効率的」というふうに行つておりますし、第二項でこの「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない」としてあります。

その前の、ちょっとつけ加えていただきたいですと、第三条で「日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならない」と、これは実を言いますと、日本銀行の業務の中でいろいろな種類のものがございまして。その中で一番尊重されなければならないものは、金融政策そのものなんでしょう。したがって、その部分については尊重されなければならないというふうに書いてございまして。五条におきましては、そういった公共性あるいは財産のもと、通貨発行益というふうなことで自主性というものを十分配慮しなければならないというふうになっておるわけでございまして。

○千葉景子君 なるほど、それが尊重と配慮のやはり区別ということになるということです。今のその公共性が非常に高いということから、特に独立性と、そしてやはりそれをきちっと透明にする、アカウンタビリティをきちっと確立する、こういうことにつながつていくんだらうというふうにも私も理解をさせていただいてるところでございます。

さて次に、「日本銀行は、本店を東京都に置く」と、これも規定をされております。そして支店とか、まあ本店を移転するというのはめつたなことでも首都移転でもなければどうかなと思つたけれども、支店の設置とか廃止、そういうものについては大蔵大臣の認可ということになっております。これは独立性ということを徹底して考えれば、業務の運営上金融政策を円滑に、そして日本の全国のいろいろな状況を把握しながら運営をしていくということになれば、ある意味ではこの金融政策の独立性ということも全く無縁ではないというふうな思つておられます。

それについて、とりわけ大蔵大臣の認可ということになっておりますけれども、これについては、例えば独自に日銀が判断をするということでは、私はそんなに公共的に反するような行為を日銀がやるのか、そういう結果にはならないんじゃないかというふうな思ひます。多分、国民の財産であるからというお答えが出てくるんじゃないかなという気がするんですけどもね。

それともう一つ、定款の変更などは当然認可事項ということになります。本店、支店の所在地といたことで定款を変更するときは認可法人として承認を受けるということですから、そのときにとんでもないところに支店を移して、定款の変更を届け出るようなことというのはまず考えられない。だとすれば、一つ一つの支店の設置のようなことは自主的な判断というものに任せることも一つの選択ではないかと思つたけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 確かに金融政策の自主性、独立性ということと、この本店、支店の認可というのを全く無縁のものとは私は申し上げるつもりはございません。しかし、先ほどお聞きいただきましたように、この日本銀行の業務の公共性、二つ側面があると申し上げましたが、いわゆる公共的、行政的色彩という点と、それからその通貨発行益で賄われているという点からしまして、やはり公的なチェックをすべきではないだろうかと思つております。

ただ、それが当局の恣意的な裁量であつてはならないわけで、その点につきましては、もし認可しないような場合には理由を公表するというそういうセルフガード的なものをつけてございまして、その点は、決してこれに基づいて金融政策の自主性にまで影響を及ぼすということはないというふうな思つております。

○千葉景子君 さて次に、先ほど理念といましようか、そういう中で政府との意思疎通を図っていくという理念の一つの具体化として、政策委員会への政府からの出席ということが規定をされて

そこで、実際にもし議決延期請求のようなことがあり得るとしたらどんなことを前提として予測をされるんだらうか、あるいは置いてはあるけれども予測する必要はないんだということなのか、そこをちよっとお聞きしたいと思うんです。

それから、日銀の總裁にも、万が一もしこういう請求などがされる事態がありましたら、先ほど政策委員会が最終的には決定をするんだし、次の

る程度議題は事前に通知されるものと思います
が、その中からどのような結論になるかというの
は会議を開いてみないとわからないということに
なります。事前に通知していただいた範囲内にお
いて、恐らく政府から出席する者は、いろいろ検
討していくんだと思いますけれども、その場で予
想どおりの展開にならないといえますか、準備の
ないことを尋ねられたり、あるいは政府の中では

○参考人(松下康雄君) この規定につきましては、やはり第四条の「常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない。」という規定が基本でございしますが、この規定だけでございまして、訓示規定と申しますか、そういう趣旨はよくわかるけれども、では具体的にどういう場合にどういう方策で政府との必要な意思疎通が確保されるような、何か担保のようなものがあるかどうかという点が恐らくこの立法のときに問題であつたのかなと思うわけでございます。そういう

先ほどお聞きして、政府が出席をして余り準備がなかったりしたときにはもうちょっと待つてくれということもあり得るやに感じますし、余りそういうことで準備がないままに出席するということとはほとんど考えられないですし、その場でちょっと待つてくれということでのこの条文が使われるということは、私はこの条文の意味ではないだろうというふうに思っています。総裁もめったにこれ

が使われるようなことはないだろうと、期待を込めた観測かなという感じはいたします。そうすると、この規定というのは、抜いてはいけない伝家の宝刀ではありせんけれども、置いておくことによって何となく独立性に対するおもしとか、そういう機能を結果的には果たすことになつてしまふのではないかと、そういうおそれというのを私は考えないではないわけですが、

国際的な動きから考えても、こういうものを撤廃しようとしてドイツなどでも、もともとの制度は違いますが、独立性をより明確なものにしようという動きもある中ですから、これは先ほど言った公共的な観点あるいはいわゆる行政運営の一翼というそういう観点から考えても、なければならぬ。というよりは、むしろ独立性から考えれば弊害になる方が大きいのではないかと、そういう規定ではないかなという感じがいたします。

これは、今後改めて、この改正というかこの法案がスタートして、多分一〇〇%いい中身だと、山の頂上までたどり着いたということではないだろう、いずれグローバルスタンダードなども含めて考え直す、あるいは見直していくという、そういうこともあるだろうと私は期待をいたします。で、そういう際の一つの検討課題としてぜひお考えをいただきたいものだというふうに思います。

時間がなくなりました。あと幾つかお願いしていた部分がございますが、審議の機会がまだあるようでもございますので、後日に譲らせていただいて、終わらせていただきたいと思います。

○吉岡吉典君 きょうも議運の理事会と重なつてほとんどこの場にいらなくて、申しわけありません。最初に皆さんの御理解を得たいと思います。きょうは、私は、日銀特融の問題を中心としてお伺いしたいと思います。

日銀特融は、一九六五年のいわゆる証券恐慌のときに発動されて以来、しばらくは発動されておりましたが、一昨年、東京の二つの信用組合の破綻に際して東京共同銀行に対して二百億円

の出資がなされて以来、コスモ信用組合、兵庫銀行、みどり銀行、住専処理のための新金融安定化基金、木津信用組合、阪和銀行と続き、一時は特融の残高が一兆円を上回る事態となりました。現在、特融残高はどうなつておりますか。また、これ以外にも日銀貸し出しなどを通じて問題銀行にかかりの金が流れているという指摘もあります。どうなつていられるでしょうか。まず、日銀の総裁にお伺いします。

○参考人(松下康雄君) 初めに、日銀法第二十五条に基づきます貸出残高は五月末の計数で三千四百五十億円でございます。

それから、この二十五条の貸し出し以外に問題貸し出しがあるかどうかという点の御質問でございます。貸し出しけれども、日本銀行の通常の貸し出しは、日銀法二十条の規定に基づきまして、手形、国債、その他の有価証券等を担保として実施するものでございます。

通常の貸し出しの中には、これまでは金融調節のために行う貸し出しと、それから何らかの事情によつて資金繰りに窮した個別金融機関に対する一時的な流動性供給を目的とした貸し出しの二種類がございましたが、昨年初め以来、私どもでは金融調節面では原則として日銀貸し出しを用いないような仕組みにいたしておりますので、現在ではこうした貸し出しは主として個別金融機関に対しては資金繰り支援のための一時的な流動性の供給に限られていまして、でございます。

いわゆる特融につきましては、二十五条の規定に基づきまして大蔵大臣の認可を得まして、信用制度の保持、育成のために行つていられるものでございまして、これは今申し上げました二十条の通常貸し出しのような担保の徵求というのを前提といたしてないものでございます。そのように、通常の貸し出しと二十五条の特融とは要件や手続も違つておりまして、御指摘のような二十五条貸し出し以外に二十五条の貸し出しということはないでございます。

○吉岡吉典君 日銀特融の内容を見てみますと、

東京共同銀行への出資から始まった出資という形態の特融が一つの新しい形態となつていられる。当面戻るともない金であり、一時的な流動性の供給という最後の貸し手機能の限界を大きく越えたものだと思ひます。

そして、出資という形態での融資が、その後も住専処理に際して預金保険機構に対する一千億円の拠出、さらに新金融安定化基金への一千億円の拠出といふものがあり、またこの基金から阪和銀行の破綻に際して、営業の譲渡を受ける新銀行に対して百億円の出資を行い、また日債銀の破綻に対しても八百億円の出資を行うという形で破綻銀行への出資が繰り返されております。

もう一つのパターンは、兵庫銀行の営業を譲り受けたみどり銀行に対してなされた千百億円の劣後ローンであります。これはローンという形ですが、期間十年という破格の長期の特融であり、これまでもような預金者への払い戻しに備えるための緊急性を要する特融とは明らかに性格が異なる特融である、こういうふうには言わざるを得ません。出資に近い形の資金供給であり、損失補てんに近いものであると言わざるを得ません。

これらの措置は、あなた方がおっしゃる日銀法二十五条に照らしてすべて正当であつたとお考えなのかどうか。さらにまた、日銀のいわゆる特融の四原則、その中の一つであるシステムリスクが顕在化するおそれがある。こういう規定に照らしてもこれは問題なしと言えないではないかと思ひます。

総裁、こういう次々とパターンが変わつての特融をどのようにお考えになつていられるか、お伺いします。

○参考人(松下康雄君) ただいまの御質問の出資の方でございますが、ただいま御説明をいたしました日銀法二十五条の貸出残高の五月末の計数は三千四百五十億でございますが、そのほかに、二十五条に基づきまして新金融安定化基金向けの資金拠出が一千億円、また、整理回収銀行向け出資が二百億円、これを合計いたしましたら、二十五条

に基づきます資金供与全体の合計は、四千六百五十億円になつていられるところでございます。

御質問の中で、阪和銀行関係の百億円と、それから日債銀に對します八百億円は、これは新金融安定化基金向けの一千億円の資金拠出の中から支出をされたものでございます。こういうことでございまして、これらの日銀の金融システム安定化を図りますための資金供給につきまして、日銀といたしましての資金供与の原則を四つ掲げてございます。

その四つは、まず、日銀の資金供与を行わない場合には金融システムに混乱を生ずるリスクがあるということ。それから第二には、日銀以外に資金供給ができる者が存在しないということ。そういう条件がございまして、そういう事態を招きましたこの責任者という者の責任がきちんと追及をされるということ、それから日銀自体の経理の健全性に支障を生じさせないという、この条件を考えまして、それぞれの案件ごとに判定をいたしまして、これに適合すると考えられたものにいわゆる特融を行つていられるところでございます。

○吉岡吉典君 日銀特融の法的根拠というのは、今も二十五条というふうにお話がありました。この問題については、いろいろな議論が行われております。

現行日銀法には、明確な特融についての規定はないんだと。二十五条と云われるが、それは、戦争遂行のために政府が必要と判断した場合には、信用制度の保持育成のためならば何でもできる道を開いたものだ、という解釈があるというところも紹介されております。二十五条を根拠としての特融ということができるといふふうに見た場合でも、資本参加や資金拠出も二十五条で可能だという議論はこれは意図的な拡大解釈と見なければならぬ、あしたの参考人として出席していただいて意見を伺ひする田尻嗣夫さんは、この「中央銀行」という本で書いておられます。私は、こういう議論があることも念頭に置いて

て、個別に戦後のこれらの特徴を見ていただきた
いと思います。そして、例えば具体的な問題で見
た場合でも、日債銀に対する出資は、これまでと
違って破綻銀行を引き継いだ銀行に対するものでは
なく、まさに破綻した銀行に対する直接の出資
だという点であります。これは、四原則の第三の
基準である、破綻銀行の経営者の責任が十分追及
されることという条件に照らしても問題があるん
じやないかというふうに思いますが、そうではな
いとおっしゃるのでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 第一に、この日債銀の現
状についての判断でございすけれども、日債銀
の経理内容につきましては、最近の大蔵省の検査
も含めまして、日債銀自身、公認会計士、監査法
人の了解も得て公表しております資料によりまし
ても、現状で債務超過に陥っているわけではござ
いせん。

これは必要なリストラを厳格に実施し、かつま
た必要な自己資本の充実ができ、そして今のリス
トラということの中には、海外部門からの一斉撤
退でありますとか、内部の本店、支店の建物の売
却でございすとか、人員のカット、給与の引き
下げというような非常に厳しい措置を含んでいる
わけでございますけれども、そういう真剣な自主
的な努力をいたしますれば再建が可能であるとい
う判断のもとに、同行の経営再建におきまして、
民間金融機関からの出資によって調達し切れない
必要な資本を新金融安定化基金から供与すること
に決めたものでございす。

この新金融安定化基金自体は、我が国金融シス
テムの安定化及び内外からの信頼性確保に資する
ということを目的といたしまして、金融機関の資
本的基盤の構築のための事業を行うという機構で
ございまして、こういう件への出資はその目的、
趣旨に沿ったものであると考えております。

なお、経営責任等の問題についてでございす
けれども、一部株主の点につきましては、今回の
新しい資本参加等によりまして、株主においてそ
れぞれこれを引き受けるということは、必要な追

加の協力を行うという点で姿勢を明らかにしたも
のであると思ひます。また、現在の経営者等にお
きましては、適切な時期に責任につきましては明
らかにされるというふうな考えでございす。
○吉岡吉典君 日債銀特有の日債銀弁護論だと思ひ
ます。日債銀が破綻でなく云々というものは、こ
れはやっぱり一般的な常識に反すると思ひます
よ。だから特融も必要だったんじゃないかと、そ
ういうふうには私は言わざるを得ません。これはこ
こで議論することはさておいて、次に進みま
す。

新しい法案での日債銀の規定にかかわる問題に
なりますが、今度の法案では金融機関の破綻処理
に対する日銀資金を投入することについて、資金
投入の形態や対象に何らかの歯止めを設けておら
ず、資金の貸し付けその他の業務ができるとされ
ており、これは現行法と同様の規定であり、その
業務の内容について何の限定もされていなければ
ば、引き続き限定なしに資金投入をやるという
ことになると思ひますが、この点はいかがです
か。

○参考人(松下康雄君) 私どもが信用秩序の維持
に資するための資金供与を行います場合には、い
わゆる先ほど申し上げました四原則に照らしては、
わゆる個々の事例について本当に必要な不可欠と判
断される金額に限って資金供与を行うということに
いたしております。

こういう資金供与が今後どんどん拡大してい
くという事態は考えられないところでございす
けれども、一般論として申し上げますと、先ほど
申し述べました原則の中で、日本銀行自身の財務
の健全性への配慮といったような観点から見ての
おのずからの限界もあるものと考えております。
また、この日債銀の財務のそれでは健全性につきま
しては、これは日債銀の現在、資産、負債全体の規
模でありますとか内部留保の状況などを踏まえて
総合的に判断をする問題でございまして、ここで
信用秩序の維持に資するための資金供与に限界が
あるかどうか、そういうことについて具体的にお

示をするのは難しいやうでございますので、この
点は御理解をいただきたいと思います。

○吉岡吉典君 さっきも紹介しましたこの「中央
銀行」という本で田尻さんは、現行日銀法の日銀
特融についての一つの弱点として、「特別融資の
対象や条件、その限度などに関する具体的な枠組
みを全く設定していない。」ことだということを
指摘しております。

私は、際限なくなどということとは考えられない
という答弁でしたが、でも、考えられるか考えら
れないかということではなく、そういう条件とい
うのはやはりきちっと設定しておくべきものでは
ないかと思ひます。とりわけ、この日銀法案が出
される理由の一つとして述べられていましたビツ
グバンへの条件整備ということのかかわりとい
うことで、これまでの議論を見ても一体二十行の
うち何行が残るのかという議論さえ行われてきて
いるものであります。

そういう銀行の倒産ということが、銀行のみな
らず金融機関の倒産が当然予想されるときに、金
融機関が問題を起してそういう必要が出たとき
には最後の貸し手としての供給を行うんだとい
うことだけでそういうことがきちんとしていなけれ
ば、やはり問題が残ると思ひます。明確な歯止め
を規定しておくべきではないのか、これは今度は大
蔵省の側から、なぜそういうことはやらないの
か、お伺いしておきましよう。

○政府委員(山口公生君) この三十八条の新しい
規定は、信用秩序の維持、それに資するための業
務に関するものでございす。仮に信用不安とい
うものが起きるとしますと、そのあり方というも
のは現時点ではなかなか想定できない状態になる
ことも考えおかねばならぬと思ひます。
これに対処し得るようには、信用秩序維持に資する
ための業務を包括的な形で規定することが適当で
はないかと思ひます。

ただ、そうした措置の発動に当たりましては、
大蔵大臣の要請に応じて日本銀行政策委員会の議

決により実施されるわけでございまして、日本銀
行の請じる措置が真に必要なものかどうかにつ
きましても、政策委員会が十分に確認するための手
続も用意されているということを御理解いただ
きたいと思ひます。

○吉岡吉典君 その政策委員会が判断するときに
もやはり私が言いたかった基準が必要でないか
というのが私が言いたかった点であります。

次に、お伺いしたいんですが、新日銀法は、日
銀特融の主語が現行の「日本銀行」であるから
「大蔵大臣は、」できると、こういうふうな主語が
変わっておりますね。これはどういうわけでこう
いうふうに変ったのか。日銀特融についての責
任の主体がどこになるかという問題ともかわつ
てくると思ひますので、お答え願ひます。これは
大蔵省。

○政府委員(山口公生君) これは、御指摘のと
おり「大蔵大臣は」というのが主語になっておりま
すが、これは信用秩序の維持の最終的な責任は大
蔵大臣という考え方が根底にあるわけでござい
ます。したがって、大蔵大臣が日本銀行に対し、す
なわち政策委員会に対して要請をする、その要請
に対して日本銀行が判断して必要な業務を行うこ
とができるという形にさせていただきます。最
終的な責任が、信用秩序維持に関しては大蔵大臣
にあるということを確認したわけでござい
ます。

○吉岡吉典君 そうすると、法律の上では、現行
法は日本銀行が考えて大蔵大臣の認可を得てや
つた場合もあるわけですが、今後は日債銀の発
想からの日債銀特融はなくて大蔵大臣の側から提
起したものがある、こういうふうな考えでいい
だらうと思ひます。

そこで、今度はそれと関連する問題ですが、大
蔵大臣の要請は法解釈としては日債銀が断ることが
できるかどうか、これは法解釈ですからやはり大
蔵省にお伺いいたします。

○政府委員(山口公生君) 今、御紹介しました三
十八条をお読みいただきますと、法的には日本銀

行が大蔵大臣の要請を拒否するということも可能になっております。現実問題としてどうするかという話はまた別でござりますが、法解釈としてはそうでございます。

○吉岡吉典君 そうすると、法律上は拒否できる、そういう要請を受けて日銀はどういう態度をとるのか、これまでの論議を速記録で読んでみますと拒否することはないというような考え方で答弁なさっているような印象を私は受けます。総裁、お答え願います。

○参考人(松下康雄君) 私どもは、こういう資金供与を行うに当たりまして、これまで日銀の資金供与が不可欠である、システムリスクを起すおそれがあるという場合に限り資金供与を行ってきたところでありまして、これまでの供与に当たりましては日本銀行と政府との間で密接な連絡を通じて十分な意思疎通を図りました上でそのような措置を講じてきたわけでござります。

今回の法改正案におきましても、決済システムの円滑、安定的な運行を通じて金融システムの安定に寄与するということは日本銀行自身の目的の一つであるということになっております。日銀といたしましては、これまで同様、この業務につきましては政府とも密接な連絡をとり合いながらそうした目的達成のために対応に誤りなきを期してまいりたい、そういうふうと考えております。

○吉岡吉典君 対応に誤りがあつちや困るわけで、それはもうわかり切ったことですが、つまり今のあれはやはり政府から言ってくれば断らないということですか。私、それだけを聞いているんです。というのは、なぜそういうことを聞くかといえ、法律上日銀特融の最終責任は要請した大蔵大臣にあるのか、法律上断れるのに断らなかつた日銀にあるのかという問題は、やはりはっきりさせておかなきゃならない問題だからそういうふうには言っているわけですよ。

もう時間が来ましたからここで終わりにいたしますけれども、私は日銀特融というのが戦後、二

年ほど前から再開されて、それがいろいろなパターンを持つて広がっていると。これのあり方をめぐっているいろいろな議論があるときにやはりだれが読んでも法律上わかる明確な基準が設けられると思つていました。それが、それも設けられない。しかも、銀行は倒産する時代だという時代にこういう形のままでの日銀の特融というのがあるという形で続けられるということは、やはり護送船団方式は少しも変わらないのだなというふうに言わざるを得ません。

護送船団方式というのは、日銀特融と一体だったという指摘もあるほどの問題で、その護送船団方式を改めるんだといえ、この日銀特融のあり方についてもそういうことが必要ではなかったかというふうに言わざるを得ません。

論議はきょうで終わりということではありませんが、引き続きまたこの問題も含めて論議させていただくことにして、時間が来ましたので、終わります。

○山口哲夫君 きょうは、日銀から民間金融機関に対する天下りの問題について取り上げてみたいと思ひます。

日銀というのは各銀行を審査する、そういう立場にありますけれども、その審査される側に日銀から天下りをするということは、これはいろいろと誤解を招く点が非常に多いと思ふのですけれども、いかがでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 日銀の役職員の民間への再就職についてでございますけれども、これまで個人の意見、能力を期待して金融機関等が人材を求めてくれた場合に限りまして、世間からいたずらに批判を招くことのないように慎重に対応してまいつたところでござります。

新法におきましては、政策委員会において私企業からの隔離などに関する職務の準則を定めることとされておりますが、役職員の民間金融機関への再就職につきましては、これまで以上に慎重な対応が求められているものと認識をしております。日本銀行といたしましては、そうした立法の

趣旨を踏まえまして、再就職に関する内部ルールを制定すべく具体的に検討をしまつたといつておられます。

○山口哲夫君 今、民間金融機関からの要請を受けて出しているというお話がありましたけれども、私は必ずしもそうではないだらうと思ひます。

私は、地方行政委員会にずっと長くおりましたけれども、いわゆる政府から地方自治体に対する天下りという問題について質問をいたしますと必ず同じ答えです、要請を受けてやっております。しかし、自治体側でいろいろと調べてみますと、そうではありません。大体ポストがもう決まつておりまして、このポストは自治省から、このポストは農林省からということで、決して要請で出しているのではない。最初はそういうことがあつたかもしれないけれども、一つの慣例になつてしまつています。私は、恐らく民間銀行に対する天下りについてもそういうきれいで済まされたい面があると思ひます。調べてみますと、九四年現在で日銀から五百人も金融機関に役職員が天下つているという数字を見まして、実は驚きました。

それで、地銀の関係者の話を総合してみますと、こういうことを言っております。大変興味深いお話ですが、一つには日銀の貸し出しや審査で有利に扱つてもらえる、二つ目には経営が破綻したときの保険になるんだと、三つ目には専門知識や人脈に加え、日銀を通じて情報を得られる。受ける方は自分たちの仕事に有利なようにということとで来てもらつていられるんじゃないかと思ひますけれども、しかし、これでは日本の金融界というのは政府とか日銀に管理をされているんだなといふ、そういう誤解を私は招くんじゃないだらうかと思ひますけれども、そういう誤解を招くことについてどうお考えでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 先ほど申し上げましたように、私どもとしましては、民間金融機関との間の関係という点から申しまして、私ども自体に對する民間金融機関の信認というものに不都合が生ずることは非常に避けなければならぬことであると思つております。

そういう点におきまして、この再就職の話につきましても、これまでも私どものいろいろの業務を背景として再就職の問題についての何らかいような圧力があるのではないかというような受け取られ方をしませんでした、よく慎重な取り扱いというものに配慮をしまつたつもりでありますけれども、今申し上げましたことは、今回の法案の規定にもかんがみまして、この際そういう点で、内部ルールでございまして、一般に御理解をいただけるようにしつかりしたものを制定してまいりたいと思つているところでござります。

○山口哲夫君 ある地銀の幹部はこういうふうにも言つております。内部昇進の頭取の方が組織の士気を高め、優秀な人材確保に有利だとわかつていても、長年の慣行を断ち切るのは容易ではない。こういう言葉を聞いてみますと、できれば日銀から頭取に来てもらいたくはないんだというふうにも受け取れます。

なるほど調べてみますと、千葉銀行の頭取、今玉置さんとおつしやるんですか、何か日銀頭取の四代目だと、こんなふうにも出ておりました。一つの銀行で四代にわたつて日銀の出身者が頭取を占める、こういうことですから、その恐らく銀行の職員にしてみたら、これはもう一生懸命頑張つても頭取にはなれない、だから組織の士気を高めるということからいえば、この言葉というのは、私は当たつていると思ふわけですよ。

日銀の政府からの独立性の強化は大変いいことですけれども、日銀の役職員が民間に天下りをするということは地方の民間金融機関の独立性を日銀そのものが侵しているんじゃないだらうかと、こういうふうにも受けとめられますけれども、いかがでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 私といたしましては、この再就職につきましては、むしろ日銀の出身者が

その地位につくことによりまして各地の金融問題の対応に對して役に立つ、また組織自体の役にも立っていくことを、そういうふうな形の再就職を考えてまいりたいというふうな形に思っております。その場合にどういふふうな再就職に對する新しい考え方と申しますか、ルールをつくるのが適切かという点は、私の方でも十分これ検討をいたしたいと思っております。

○山口哲夫君 元日銀キャリアの職員で、現在経営コンサルタントをなさっている石井正幸さんという方がこんなことを言っております。地銀の頭取になつても忠誠心は日銀の方を向いている。自分の後任に日銀出身者をつけることで現役やOBの中で評価を上げたいという思いが強いからだ。

こゝまでもし本当だとすれば、昔、国鉄一家という言葉がよく聞いたことがありますけれども、まさにこれは日銀一家という言葉が出てもおかしくないなと思ひます。そういう雰囲気というか、日銀一家なんということが言われるようなものがあるんじゃないか。

○参考人(松下康雄君) 私自身は、この今の例えは日銀一家的な考え方、地方銀行の人事が決まっていくなか、そういうふうな考え方、今全体の空気もまた変わつてゐるのではないかと感じもいたしております。

ただいまちよつとお話が出ました千葉銀行の頭取は日銀出身者でございましたが、今回、生え抜きの方に後を譲つて退任をするということをお願いしております。

○山口哲夫君 天下の方は、これは人事の新陳代謝が図れるんですね。そういう考え方というのは私は多分にあると思ひます。適当なところへ行つたらやめていただいて、そうするとその行き先は民間銀行だということがあるのではないかなと思ひます。恐らく日銀にしても退職される後の再就職まで面倒を見てやっていると、そういう気持ちには私はぬぐい去れないと思ひます。しかし、受ける方からいへば、さつき一番最初

に申し上げたように、必ずしもきれいでない不純な面があるんじゃないだろうか。日銀と結びついていけば何か利益がもたらされるんだという、そういう不純な面がどうしても私はそこにはあるだろう。そういう癒着が、結局国民から見ると思ひにくいような事件にも発展しかねないものだというふうには私は思ひます。

そういう点からいいます、私はこういう天下りはやめるべきだろうと思ひます。しかし、いきなりやめろといつてもなかなか大変でしょう。総裁は先ほど来、何らかの形を、誤解を招かないように考へてみたいとおつしやるのですけれども、具体的に今どんなことを考へてしようか。

○参考人(松下康雄君) その前にちよつと申し上げますけれども、この今の受け側の空気というのにも実際におきましてはだんだんと変わつていくものではないかと思ひますのは、さつきのお話の中で日銀貸し出しの話がちよつと出ましたけれども、先ほどお答えを申しましてように、金融調節のために貸し出しを手段として用いるということは昨年以来もうやめてゐるわけでございます。金融調節はマーケットでの操作を主として行つてまいり、そのようにやつぱり社会全体の流れというものは大きい目で見れば変わつてまいり、のでございますから、何らかの時期にこうあつた、それがいつまでも同じ感じで残るといふものではないと思ひます。

そういう点を考慮に入れながら、私も、しかしながら、この日銀で養成をいたしまして、それぞれ立派な技能なり知識なりといふものを身につけた人材を、仮にそういうものとして受けとつていただいて、それがその能力をこの後でなお金融界のために生かしていけるならそれは非常にいいことだと思ひますので、その両方の要素を考へまして、これからの持つていき方を考へてみたいと思ひます。

○山口哲夫君 国家公務員の場合には、前にも出ておりましたけれども、天下の場合には人事院の許可が必要だという制度もあります。それから

う一つは、今まで関係して行政に關係する業界に天下する場合に、退職後二年間以上でなければならぬという規定があります。

それで、私は二年間で果たしてどうかという疑問はありますけれども、少なくともそういう何らかの基準といふものを決めておかなければ、これはやはりどんなにきれいでいふことを言つても誤解を招くことは間違いないだろうと思ひますけれども、具体的に何か考へがあつたら聞かせていただきたいと思います。

○参考人(松下康雄君) 国家公務員につきましての御指摘でございますけれども、やはり国家公務員は法令に基づきまして行政の権限を与えられてこれを行使する立場でございますから、やはりそういう点から申しまして、何らかの行政の権限行使といふものを適正に行つていくための法令あるいは制度的な措置が必要という点があると思ひます。

日本銀行におきましては、そういうことは性格上はございせん、やつておりますことも市中の金融機関との市場におけるいは相対的取引といふようなものの積み重ねでございますから、ややそのあたりには再就職につきましても考へ方が、たゞ、もちろんこれは日本銀行といつたまま市中銀行に對しては審査を行うその他のいろいろの立場がございまして、その両方をあわせて私どもとしては適正なやり方といふものを工夫をしてまいりたいと思ひます。

○山口哲夫君 どうか誤解を招かないような制度といふものを総裁みずからひとつ発議をしていただいて、政策委員会の中でも十分ひとつ御議論をいただきたい、そのことをお願いしておきたいと思ひます。

天下り問題はこれくらいにいたしまして、次に議事録の提出の問題でございますけれども、法律が通つた後の問題はちよつとその次にいたしまして、今回の日銀法の改正に当たりまして、日銀の独立性と金融政策の透明性を実現するために、

本来であればこの審議に入る前に橋本総理の私的諮問機関であります中央銀行研究会あるいは金融制度調査会日銀法改正小委員会の議論の経過を私どもは本来やうばり知つておきたかつたと思ひます。どういふ議論がそういう関係者においてなされたかといふことを十分把握した上でこの日銀法の全面改正の審議に入るべきだと思ひます。すけれども、残念ながらこれが提出されておりました。

できれば私は、最後もう一、二回あるんでしようから、これからでも出せるものであれば出していただきたいものだなと思ひますけれども、これはどうしても出せないでしようか。

○政府委員(山口公生君) 金融制度調査会や中銀研の議事の模様でございますが、一昨年九月の閣議決定を踏まえて、審議会における審議の透明性の確保という観点から、審議の様子やプロセスを国民に知つてもらう、こういうことが大切だといふ意識は持つております。したがつて、審議会終了後に記者に詳しくその模様をお話しておりますが、しかもこれ事務方の私どもがやるのではなく、座長である金制の場合は館先生みずからがやりになりまして、記者からもいろいろな質問がありまして、その都度翌日の新聞にもかなりの膨大な情報が出されております。

そういったことで、かなり金制の議論の中身といふものはディスクローズされておりますが、議事録全体を出すということになりますと、これは各委員の先生方はかなり自由闊達な、また時とすればあえて議論を起すといふ御発言もあるかもしれせん。それぞれの先生方のプライバイシーにかかわる問題であります、その点については少し慎重に考へるべきものかなと思つておりますけれども、いずれにせよ、金融制度調査会や中銀研の各委員の先生方がお決めた話でございます。まして、事務方の私どもとしてちよつと今の段階で申し上げるのはできないということをお願いいたします。

○山口哲夫君 地方分権推進委員会というのがあ

りますね。ここは終わりますと事務方の方からニ
ユースが流れてくるんですよ。こういう意見があ
りましたというほとんど大体の意見が流れてしま
す。たしか名前を出していません、どんな先生が
どんなことをしゃべったかというのは載っていま
せんけれども、ほとんどわかるようなものが出て
くるんです。これは事務方で出しているんですが
ね。

ですから、私はこういう金融制度調査会等につ
いても、これはやはりそういう諮問機関の先生方
にこの程度のもは透明性からいっても出してお
くべきだと思いますよということ御了解いただ
いて出すべきでないかと思えますけれども、どう
ですか。

○政府委員(山口公生君) 金融制度調査会等にお
きまして、毎回の会合の後には議事概要という
ものを、ほぼ先生方が座長に一任されて議事
概要というものを記者クラブで配っております。
したがって、私どもとしても議事概要その
ものはオープンにしております。先ほどお尋ねの
議事録全体というお話でございましたので、そう
いうお答えをさせていただいたわけでございま
す。

○山口哲夫君 我々には来ていない。記者会見で
出しているから、あとは新聞を読みなさいと言わ
れればそれまでかなと思えますけれども、しかし
せつかく関係している大蔵委員会なんですから、
そのくらいの親切さがあってもいいんじゃないで
すか。

○政府委員(山口公生君) 御指摘がございました
ので、早速これまでの議事概要をそろえて提出さ
せていただきたいと思います。

ただ、中銀研については私も事務方をやっ
ておりませんので、金制の小委員会について出さ
せていただきます。

○山口哲夫君 法第二十条、「議長は、金融調節事
項を議事とする会議の終了後、速やかに、委員会
の定めるところにより、当該会議の議事の概要を
記載した書類を作成し、これを会議にかけて」こ

平成九年六月二十四日印刷

れを公表しなければならぬ」と。

要するに、これからは政策委員会等で審議した
内容についてはその概要だけは速やかに出せとい
うふうに法律で決まっていますけれども、何日以
内に今度は出してくれるんでしょうか、日銀の方
ですかね。

○参考人(松下康雄君) この議事要旨につきまし
ては、早期の公表についてこれまで私も内部で
検討いたしておりますが、現段階ではまだ具体的
な結論が出ていないわけではございません。どうい
う点を念頭に置いて検討しているかということ
申し上げますと、まず議事要旨につきましては、
市場の安定を損なわない範囲で速やかに公開を
することが適当であると考えております。

それはどういうことかと申しますと、速やかな
公開によりまして、政策運営の基本的な考え方に
関しまして国民や市場の理解を得るよう努める
ということとは当然重要なことでございまして、そ
の一方で、議事要旨にその後の会合におきまとい
ろいろな議論を先取りしたような内容が含まれて
おります場合には、このことが市場に無用な憶測
を招きまして相場形成を混乱させるおそれがある
ということも考慮する必要があるところでござい
ます。

このために、米国でもFOMC、公開市場委員
会の議事要旨は会議開催の一月月ないし一カ月半
後に公表するといった工夫が講じられております
し、また今般発表されましたイギリスの中央銀行
改革におきましても、ただいま申し上げました点
にイギリス側で配慮をいたしまして、議事要旨は
会合後六週間以内の発表とするというふうに考え
ているところだと言われております。こういった
海外の事例も参考にしながら、検討いたしてい
たいと思っております。

○山口哲夫君 直接市場に大きな影響を与えるよ
うな、例えば公定歩合を何%にするとか、そうい
う議論をすぐに、翌日にでも発表しなさいという
ことにはならないと思うんですが、しかし大体そ
ういうものというのは政策委員会決定すると同

平成九年六月二十五日発行

時に次の日あたりには実施に移されるんじゃない
かなというふうに思うんですが、そういう点では
それほど市場を混乱させるようなことというもの
は余りないんじゃないかと思うんです。

ですから、そういう意味では一カ月とか二カ月
とかというお話もちよつとありましたけれども、
速やかにというのはそういう意思だと思ふので、
できるだけひとつ早く、総裁御自身がその日程を
早く決めて、それで政策委員会、何か前に聞
きますと政策委員会の意向も聞きたいというけれ
ども、総裁はこの法律でも日銀を代表する方でござ
いますから、みずからそういう透明性を考えれ
ば、本当に早く出さなきゃならないということ
を政策委員会の方にも申し出をしまして、できるだ
け速やかに公表できるように、それが私は今回の
改正の透明性にもつながると思えますので、どう
かひとつそのことをお願いしたいと思えます。い
かがでしょうか。

○参考人(松下康雄君) ただいま申し述べました
ことも、またそれから委員のただいまの御指摘も
参考にしながら、これから私も検討いたしてい
まいりたいと思えます。

○山口哲夫君 終わります。

○委員長(松浦孝治君) 本日の質疑はこの程度に
とどめ、これにて散会いたします。

午後五時五分散会

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K